

「2022 年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」に対する道の回答への評価・見解

北海道労働者福祉協議会

2021 年度の要請項目と道からの回答			
要請項目	回答内容	回答に対する評価・見解	2020 年度回答(参考)
1. SDGs(持続可能な開発目標)の達成と協同組合の促進・支援			
<p>(1)北海道における SDGs 推進 【重点項目】 ① 北海道における SDGs 推進にあたっては、本来 SDGs の中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として位置付け、道の各種政策や計画へ反映させる。 特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、改めて貧困や格差、社会的セーフティネットの脆弱性の課題が露呈している状況にあることから、現在、コロナ禍による社会経済情勢の変化などを踏まえ改訂が予定される「第2期 北海道創生総合戦略」の基本戦略のなかにも「貧困の根絶・格差の是正」について明確に位置付ける。</p>	<p>○ 道では、今年の 10 月に改定した北海道総合計画において、安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会の形成を目指し、誰一人取り残さない等、SDGs の理念に合致する施策を推進することとしております。</p> <p>○ 道としては、SDGs の理念や目標を各種計画へ反映するなどして、関連する施策を着実に実施するとともに、多様な主体の方々と連携・協働した取組を進めながら、将来にわたって安心して住み続けることができる地域社会の形成に取り組んでまいります。</p> <p>○ なお、現在改訂を進めている第2期北海道創生総合戦略においては、基本戦略の中で安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現などを位置付けるとともに、戦略推進の基本方針として SDGs の推進を掲げ、SDGs の理念と合致する施策を推進していくこととしております。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部計画局計画推進課】 【地域創生局地域戦略課】</p>	<p>■ 要請項目とした道の総合戦略等への「貧困の根絶・格差の是正」の明記については、残念ながら実現しなかった。係る課題は、道の各種政策や計画の方針として掲げられている「SDGs の推進」に広く包含されるものではあるが、道民に対するメッセージとしては具体性に欠けるものと考ええる。</p> <p>「北海道 SDGs 推進ビジョン」の指針では、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて取り組むことを定め、道の各種計画に反映する旨表明されているが、画餅に帰すことのないよう関連する施策の実施状況や関係団体との連携状況をモニタリングしていく必要がある。特に、安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて道が推進する施策に「貧困や格差」に係る課題等が反映され、是正に向けた具体策が講じられているか、その実践状況を注視したい。</p>	<p>○ 本道における SDGs 推進の基本的な指針として策定した「北海道 SDGs 推進ビジョン」では、「あらゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成」を優先課題のひとつとして掲げるとともに、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて取り組むこととしております。</p> <p>○ 道としては、知事を本部長とする推進本部の下、SDGs の理念や目標を各種計画へ反映するなどして、関連する施策を着実に実施するとともに、多様な主体の方々と連携・協働した取組を進めながら、将来にわたって安心して住み続けることができる地域社会の形成に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部政策局計画推進課）</p>
<p>② 政府が SDGs 実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、北海道においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換を加速させる必要がある。 北海道が「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」で掲げている「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を目指すためには、各種課題に対応する施策の実践が求められるが、とりわけ労働関係法令が遵守された適正な労働条件、就労環境の確保は絶対条件であり、事業者に対する周知・啓発や必要な指導・助言等を適切に実施するとともに、引き続き、北海道外国人相談センターにおける相談対応の充実をはかる。</p>	<p>○ 北海道外国人相談センターにおいては、相談件数が増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、相談内容についても複雑・多様化していることから、引き続き、道内に在住している外国人の方々が安全・安心に生活していけるよう移動相談会や休日対応等も行いながら、相談者個々の実情に応じたきめ細かな相談対応を実施するとともに、生活に必要な情報などをホームページや SNS を通じて多言語により提供し、道内にお住まいの外国人の方々にしっかり届くよう取り組んでまいります。</p> <p>○ こうした取組を通じて、「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」に掲げている、外国人の方々を地域社会の一員として受け入れ、共に生きていく多文化共生社会の実現に向けて努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【総合政策部国際局国際課】</p> <p>○ 労働法規の遵守について、道では、各振興局における労働問題セミナーの開催、労働ガイドブックを作成し経済・業界団体や労働団体へ配布、ホ</p>	<p>■ 回答で示された通り、道内在住の外国人に対しては各種相談対応や多言語による情報提供など道として一定の対策が実施されているものと思料する。</p> <p>今後も必要とされる外国人材の受入拡大に向けては、道が掲げる多文化共生社会、「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」を実現するための総合的な施策とその実践が必要となるが、そのためにも在住外国人の実情や「生の声」を踏まえた対策が肝要と考える。</p> <p>道に対しては、引き続き、こうした観点からの相談体制や情報提供の機能強化と人権や労働環境に係る不適切な対応が行われないよう実態の把握と事業者に対する必要な指導・助言の実施を求めたい。</p>	<p>○ 北海道外国人相談センターへの相談件数は増加傾向にあるとともに、相談内容が帰国困難や在留資格の更新手続き、各種助成金に関する問合せなど複雑・多様化しており、例えば、働く場を失った方に対して、給付金等の制度の紹介のみならず、今後の生活不安への悩みについてお話を伺うなど、柔軟な対応が求められるケースが多くなっています。相談者の実情に応じたきめ細かな相談対応を行うには、センターの開設以降に積み上げてきた、これまでの相談実績・ノウハウ等が必要であり、それらを活かしながら、今後も実績を積み上げ、相談対応の充実をはかってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部国際局国際課）</p> <p>○ こうした取組を通じ、昨年 3 月に道が策定した「外国人材の受入拡大・共生に向けた対応方向」に掲げている、外国人の方々を地域社会の一員として受け入れ、互いの文化や生活習慣を理解・尊重し、共に生きていく多文化共生社会の形成に向けて努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部国際局国際課）</p>

	<p>ームページの活用等により、労働関係法令の周知・啓発に努めてきたところです。</p> <p>○また、道の労働相談ホットラインでは、労使双方からの労働条件や就労環境に関する相談に対し、各種制度の紹介や助言・指導を行うなど、丁寧な対応に努めているところです。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>		
<p>【重点項目】</p> <p>(2)北海道による協同組合支援の強化</p> <p>人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立など、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で「人と人とのつながり」のかたちが大きく変容する中においても引き続き高いことから、北海道においても協同組合の支援をより一層強化する。</p> <p>北海道は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、地域創生の取組みの策定に際しては、協同組合との連携を基本戦略等に明確に位置付けるとともに、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化する。</p>	<p>○第2期北海道創生総合戦略では、基本的な考え方において、オール北海道での戦略の推進や民間との連携・協働を掲げており、こうした考え方の下、多様な主体との連携を図りながら、地域創生に取り組んでおります。</p> <p>【総合政策部地域創生局地域戦略課】</p>	<p>■道からの回答では、昨年同様、協同組合に対する新しい公共の担い手としての期待感が示されているにもかかわらず、協同組合の役割発揮に向けた連携、さらに政策的位置を高めていくための施策や支援策についての具体的な言及がなかった点は遺憾である。</p> <p>北海道創生総合戦略では、「多様な連携により地域の活力をつくる」ことが「取組みの基本方向」に明記されているが、多様な主体の一翼としての協同組合とどのように連携し、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に向けた様々な取組を進めていくのか、協同組合に対する社会的期待感と政策的位置付けとの整合性に注目しつつ、こうした観点からの要請を継続する必要がある。</p>	<p>○協同組合は、「相互扶助・民主主義・平等・公平・連帯」といった価値観のもと共通の目的を持った方々により運営される組織であり、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立された各協同組合等に対しては、道の各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。</p> <p>(経済部労働政策局雇用労政課)</p>
<p>(3)地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発</p> <p>協同組合は、政府の「SDGs 実施指針」における「新しい公共」の担い手としてSDGsへ貢献していくことが期待されている。北海道として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための広報、統一的な統計調査、研修会等を開催する。</p> <p>(4)地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援</p> <p>北海道は、2020年12月に成立し、2022年10月1日より施行される「労働者協同組合法」の精神や法制化の背景を踏まえ、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進する。</p> <p>(5)持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実</p> <p>北海道は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準(公正労働基準)を明確にした上での対等なパートナー</p>	<p>○協同組合は、「相互扶助・民主主義・平等・公平・連帯」といった価値観のもと共通の目的を持った方々により運営される組織であり、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立された各協同組合等に対しては、道の各所管課が設立認可や指導監督などを通じて個別に関わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。</p> <p>○なお、労働者協同組合法は、多様な就労の機会の創出などを促進し、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的として、組合員が出資すると同時に、自らも事業に従事する新しい組織である「労働者協同組合」に関し、設立や管理など必要な事項を定めるものと承知しております。</p> <p>現在国において、令和4年10月の同法施行に向け、所要の準備作業を進めているものと承知しており、道では各部局で情報共有の上、国の今後の制度設計を注視しながら、法の円滑な施行に向けて取り組む考えです。</p> <p>○また、協同組合は、政府の定める「SDGs 実施指針」において、新しい公共の担い手として明記されるなど社会からの期待が高まっており、道としては、今後とも協同組合等とも連携しながら、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に</p>	<p>■2022年10月より施行される「労働者協同組合法」の運用については、法制化の背景や目的に照らし、同法の円滑な施行と「協同労働の協同組合」の育成・支援に向けて道においてどのような方策が取られるのか、今後の動向に注目するとともに、道としての主体的な対応を求めたい。</p>	<p>○なお、「協同労働の協同組合」に関しては、今後、「労働者協同組合法」が成立した際には、多様な就労機会の創出の促進とともに、地域における多様な需要に応じた事業が行われるよう、法律の趣旨に則った様々な取組を進めてまいりたい。</p> <p>○また、協同組合は、政府の定める「SDGs 実施指針」において、新しい公共の担い手として明記されるなど社会からの期待が高まっており、道としては、今後とも協同組合等とも連携しながら、持続可能な北海道経済と地域住民の生活向上に向けて、様々な取組を進めてまいりたい。</p> <p>(経済部労働政策局雇用労政課)</p>

<p>ーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させる。</p>	<p>向けて、様々な取組を進めてまいります。 【経済部労働政策局雇用労政課】</p>		
<p>2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化</p>			
<p>(1)被災者・避難者への生活支援 北海道は、被災地から道内市町村に避難している方々や「北海道胆振東部地震」の被災者への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進める。</p> <p>① 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉、感染症予防対策等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備する。</p>	<p>○ 振興局において、地域の実情に応じながら、地域防災計画の見直しや避難所の指定など市町村の地域防災力向上に向けた助言を行ってきているところであり、本庁としても引き続き振興局の相談体制の充実が図られるよう支援してまいります。 加えて、本庁においても、幹部職員が市町村に直接出向き、関係部局と連携の上、防災対策に関し様々な相談を受け助言を行う「地域防災ミーティング」を実施し、市町村への支援をおこなってまいります。 【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、道として地域に対する相談・支援体制の整備が一定図られているものと判断する。</p>	<p>○ 振興局は、地域の実情に応じながら、地域防災計画の見直しや避難所の指定など市町村の地域防災力向上に向けた助言を行ってきているところであり、本庁としても引き続き振興局の相談体制の充実が図られるよう支援してまいります。 加えて、本庁においても、幹部職員が市町村に直接出向き、関係部局と連携の上、防災対策に関し様々な相談を受け助言を行う「地域防災ミーティング」を実施し、市町村への支援をおこなってまいります。(総務部危機対策局危機対策課)</p>
<p>② 引き続き、国に対し、「被災者生活再建支援法の狭間」の問題(同一災害における境界線の明暗問題)への対応として法律適用外の被災者への支援策等、被災者生活再建支援制度の拡充を働きかけるとともに、同制度を補完する北海道独自の支援制度について検討を行う。また、本制度の内容について広く道民への周知を図る。</p>	<p>○ 被災者生活再建支援法が令和2年12月に改正され、中規模半壊世帯まで支給範囲が拡大されております。 道としては、被災した世帯の生活再建を確実に支援し、迅速な復旧復興を図るため、被災者生活再建支援制度の適用対象地域の拡大を図るよう国に対し、要望しております。 また、全ての被災区域が支給の対象となるよう見直すことについては、全国知事会を通しても国に要望しているところです。 同制度を補完する北海道独自の支援制度については、国が毎年行う都道府県独自の被災者生活再建支援制度に係る調査の結果などを参考のうえ、他都府県の制度について、情報収集を行っております。 なお、道の住家被害見舞金等については、道のホームページに掲載しており、本制度の対象となる災害が発生した場合には、本制度の適用状況や概要等も掲載して周知を図っております。 【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>■ 被災者生活再建支援法の適用要件は、災害救助法の適用を受け、「100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県」「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村」、「その隣接する市町村においては5世帯以上の住宅全壊被害」など、都道府県や市町村の区画ごとに一定数の全壊住宅被害の発生がなければならぬとされている。 この間の全国知事会の要請もあり、令和2年12月に、被災者生活再建支援法の一部が改正され、「中規模半壊世帯」にも支援給付金が給付されるよう拡大されたものの、被災区域の全壊住宅世帯数により、その適応が分かれる問題(「被災者生活再建支援法の狭間」の問題)が残されている。 引き続き、同制度改正への働きかけを求めるとともに、同法の改正がされるまでの間、被災区域で同法の適用を受けられない被災世帯へ同水準の支援ができるよう道としての制度化の検討を、引き続き求めなければならない。 加えて、現行の「北海道自然災害に伴う住宅被害見舞金」の保障内容についても拡充の検討を求めなければならない。</p>	<p>○ 被災者生活再建支援制度については、家屋を解体しない半壊世帯まで支給の範囲を拡大すること、また、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すことを、全国知事会を通じて国に要望しているところです。 引き続き、制度の拡大の実現に向けて、国に働きかけてまいります。 なお、本制度の対象となる災害が発生した場合には、本制度の適用状況や概要等を道のホームページに掲載して周知を図っております。 (総務部危機対策局危機対策課)</p>
<p>③ 災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営(感染症予防対策含む)のために公的な支援(財政的支援や円滑な活動を可能とする体制整備)を継続・強化する。</p>	<p>○ 道では、平時より、道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター(運営主体:北海道社会福祉協議会)の運営に対し、助成を行っている</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、北海道災害ボランティアセンターにおいて、市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル(指針)の作成・普及、</p>	<p>○ 道では、平時より道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター(運営主体:北海道社会福祉協議会)の運営に対し、助成を行っている</p>

<p>また、緊急的な復旧だけでなく、被災地のくらし全般の復興に必要とされる自治会等地域組織の再生状況の確認や被災者に寄り添う各種サポートの実践に向けた支援体制、市町村や関係機関との連携を強化する。</p>	<p>ところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○また、北海道災害ボランティアセンターにおいては、「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル策定に係る考え方」を作成・配布し、市町村における災害ボランティアセンターの設置・運営方法の検討を促進する等、災害時の災害ボランティア活動が速やかに行われる体制の整備を推進してきました。 ○一方、北海道災害ボランティアセンターの活動は、被災した家屋の修復等、主に緊急で一時的なものであり、被災地のくらし全般の復興に向けては、自治会等の地域組織の立ち直りや再生の状況、被災者の自立、あるいは復興へ向けた意欲や活動等を、市町村や関係機関等において確認することが必要と考えております。 ○道としては、今後とも北海道災害ボランティアセンターに対する財政的支援を行うとともに、災害ボランティアに関連する各種研修等に連携して取り組み、災害時の円滑な災害ボランティア活動が可能となる体制整備に取り組んでまいります。 <p style="text-align: right;">【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>災害時のネットワークの構築、災害に強い人材育成、災害時における災害発生後の速やかな情報把握、被災地でのボランティア活動のバックアップ等々の取り組みがなされていると認識する。</p>	<p>ところです。(保健福祉部地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○また、北海道災害ボランティアセンターにおいては、「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル策定に係る考え方」を作成・配付し、市町村における災害ボランティアセンターの設置・運営方法の検討を促進する等、災害時の災害ボランティア活動が速やかに行われる体制の整備を推進してきました。 (保健福祉部地域福祉課) ○一方、災害ボランティアセンターの活動は、被災した家屋の修復等、主に緊急で一時的なものであり、被災地のくらし全般の復興に向けては、自治会等の地域組織の立ち直りや再生の状況、被災者の自立、あるいは復興へ向けた意欲や活動等を、市町村や関係機関等において確認することが必要と考えております。 (保健福祉部地域福祉課) ○道としては、今後とも北海道災害ボランティアセンターに対する財政的支援を行うとともに、災害ボランティアに関連する各種研修等に連携して取り組み、災害時の円滑な災害ボランティア活動が可能となる体制整備に取り組んでまいります。(保健福祉部地域福祉課)
<p>④ 近年、復興(仮設)住宅、みなし仮設住宅での高齢者の孤独死が増えていることから、入居者の孤立化防止の観点から、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自治会、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との連携強化をはかり、引きこもり防止に向けた対応を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道では、高齢者や障がいのある方など、地域の要援護者の方々の見守り体制の充実に向け、ライフライン事業者や新聞、住宅関連などの民間事業者等と「地域の見守り活動連携会議」を毎年開催し、地域における好事例などについて情報共有を図るほか、民間企業と包括連携協定を締結し、官民協働による地域の見守り支援に向けた取り組みを行っているところです。 ○今後とも、こうした場を活用するなどし、被災地における状況なども共有しながら、市町村や福祉関係者、民間事業者等とのより一層の連携のもとで、必要な方策を協議するなどして、安心して暮らすことができる地域づくりが進むよう取り組んでまいります。 <p style="text-align: right;">【保健福祉部地域福祉課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■前年と同一回答である。 <p>被災者に対する支援は、被災者を取り巻く状況・ニーズも変化し、「応急仮設住宅等の在り方の見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた支援」「生活確保・自立に向けた市町村等の情報提供体制の整備」「就労・事業再建支援等の総合的な生活再建支援」等々の課題が指摘されている。</p> <p>道としても、緊急的な復旧支援だけでなく、自立に確実につながるよう市町村や関係機関との連携を強化し、被災地のくらし全般の復興を支援することが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道では、高齢者や障がいのある方など、地域の要援護者の方々の見守り体制の充実に向け、ライフライン事業者や新聞、住宅関連などの民間事業者等と「地域での見守り活動連携会議」を毎年開催し、地域における好事例などについて情報共有を図るほか、民間企業と包括連携協定を締結し、官民協働による地域の見守り支援に向けた取り組みを行っているところです。(保健福祉部福祉局地域福祉課) ○今後とも、こうした場を活用するなどし、被災地における状況なども共有しながら、市町村や福祉関係者、民間事業者等とのより一層の連携のもとで、必要な方策を協議するなどして、安心して暮らすことができる地域づくりが進むよう取り組んでまいります。(保健福祉部福祉局地域福祉課)
<p>(2)平時における防災・減災の対策</p> <p>北海道は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進める。</p> <p>① 災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討する。</p>	<p><福祉分野での連携> (社協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道では、平時より道内市町村の災害ボランティア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター(運営主体:北海道社会福祉協議会)に対し、財政的支援を行うとともに、災害ボランティアに関連する各種研修等に連携して取り組んでいます。 (民間福祉団体・社協) ○道では、昨年度、民間福祉団体や道社協を構成員 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向け財源の確保が必要と考えており、国に対し引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」以降も防災・減災対策のための予算を確保するとともに、地方負担の軽減を図ること等について要請してまいります。 (総務部危機対策局危機対策課) <p>【福祉分野での連携】</p> <p><社協></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道では、平時より道内市町村の災害ボランティ

	<p>とした「災害福祉支援ネットワーク」を構築したところであり、今後、令和3年度中に、災害発生時に、一般避難所で災害時要配慮者に福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム (DWAT)」を結成する予定としております。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部地域福祉課】</p> <p>○ 地域特性に配慮した防災・減災対策の推進に向け財源の確保が必要と考えており、国に対し引き続き、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進めるために必要な予算を安定的に確保するとともに、地方負担の軽減を図ること等について要請してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>ため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援をおこなう「災害派遣福祉チーム (DWAT)」の結成は、長期間の避難所生活において生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の軽減・防止に向けて大きな役割を担うものと期待する。</p>	<p>ア体制整備のための支援を行う、常設の北海道災害ボランティアセンター (運営主体:北海道社会福祉協議会) に対し、財政的支援を行うとともに、災害ボランティアに関連する各種研修等に連携して取り組んでいます。</p> <p style="text-align: center;">(保健福祉部地域福祉課)</p> <p>＜民間福祉団体・社協＞</p> <p>○ 道では、民間福祉団体や道社協を構成員とした「災害福祉支援ネットワーク」の構築を進めており、災害発生時に一般避難所で、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム (DWAT)」の派遣体制整備に向け現在、協議・検討を進めています。(保健福祉部地域福祉課)</p>
<p>② 全国平均 (85.6%) を大きく下回る状況にある、災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化率の向上と自治体庁舎の非常用電源燃料の備蓄不足解消に向けた支援に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底する。</p>	<p>○ 防災拠点となる公共施設の耐震化を図るうえで、緊急防災・減災事業債は非常に有利な財政支援制度であり、今年度から5年間の延長となったところであるが、制度の恒久化や要件緩和などの起債制度の拡充について、全国知事会等とも連携しながら、引き続き国に対して要望してまいります。</p> <p>また、自治体庁舎の非常用電源燃料についても、備蓄の必要性等について周知等進めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【総務部危機対策局危機対策課】</p> <p>○ 道立学校においては、校舎等の耐震化、屋内運動場等における吊り天井等の落下防止対策、吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策について、いずれも実施率100%となっています。今後も、災害による重大な事故発生の未然防止のため、学校施設の点検及び対策について適切に対応するよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【教育庁総務政策局施設課】</p>	<p>■ 道内における①災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設の耐震化 ②津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設及び公用施設に関する情報、また「緊急防災・減災事業債」による事業計画および進捗について開示を求める必要があり、その情報の周知により、住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりに対する住民の意識向上の動機付けが図られるものと認識する。</p>	<p>○ 防災拠点となる公共施設の耐震化を図るうえで、緊急防災・減災事業債は非常に有利な財政支援制度であるが、令和2年度までの時限措置とされていることから、制度の恒久化や要件緩和などの起債制度の拡充について、全国知事会とも連携しながら、引き続き国に対し要望してまいります。(総務部危機対策局危機対策課)</p> <p>○ 道立学校においては、校舎等の耐震化、屋内運動場等における吊り天井等の落下防止対策、吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策について、いずれも実施率100%となっています。今後も、災害による重大な事故発生の未然防止のため、学校施設の点検及び対策について適切に対応するよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">(教育庁総務政策局施設課)</p>
<p>③ 災害時に手助けが必要な高齢者や障害者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、自治体における避難行動要支援者の名簿の更新を徹底する。さらに「避難勧告等に関するガイドライン (2019年3月29日改定)」が実際の避難行動に結びつくよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化する。</p>	<p>○ Lアラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化に活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>■ 災害発生時における避難行動要支援者、特に視聴覚障がい者等への災害情報伝達や避難行動時支援が課題となっており、避難行動要支援者名簿をベースとし、具体的に支援者と要支援者を確認するなど地域全体で実効性のある支援体制を構築することが求められている。</p> <p>災害時における自治会、自主防災組織等による避難行動要請支援者の避難支援、平時における地域全体での避難訓練実施、地域での災害計画、地域防災計画の策定が必要であり、道として各市町村の状況把握および促進を図るとともに積極的な財政支援を求めたい。</p>	<p>【避難行動要支援者名簿の更新】</p> <p>○ 道では、これまで、道内市町村に対し、様々な機会を通じて避難行動要支援者名簿の作成を促してきたところであり、平成29年3月には、全ての市町村で作成が完了したところです。</p> <p style="text-align: center;">(保健福祉部総務課・施設運営指導課)</p> <p>○ 実効性のある避難支援を行うためには、地域の実情を踏まえつつ、名簿情報の更新及び関係者での共有を行い、適切に活用していくことが重要であることから、道としては、今後とも、市町村の取組状況の把握に努め、必要な支援を行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;">(保健福祉部総務課・施設運営指導課)</p> <p>【要配慮者利用施設の避難計画の策定(高齢者・障がい者施設)】</p> <p>○ 避難確保計画は、介護保険法又は障がい者総合支援法に策定義務が定められたものではありません。</p>

			<p>せんが、社会福祉施設等の利用者の安全確保に向け、福祉部局と防災部局とで連携し、非常災害時における避難が円滑に進むよう取り組むものであるため、令和2年3月31日付けで現況報告書の様式を改正し、介護保険施設等及び障がい福祉サービス事業所における策定状況を報告させることとしました。</p> <p>(保健福祉部総務課・施設運営指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、現況報告書等により、避難確保計画の作成が義務づけられているものの、未作成となっている介護保険施設等及び障がい福祉サービス事業所を把握した場合は、避難確保計画に関する指導権限を有する、市町村に情報提供することとしています。 (保健福祉部総務課・施設運営指導課) ○ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定支援のため、今後とも、関係部局が連携して助言を行ってまいります。 <p>また、アラートの活用などにより情報伝達体制の強化を図るとともに、住民等への災害情報伝達手段の多重化・多様化に活用可能な財政措置を周知するなど、引き続き取組を促進してまいります。(総務部危機対策課)</p>
<p>④ 学校教育における防災教育や避難訓練の充実を図り、避難対策等を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道教委では、「北海道実践的安全教育モデル構築事業」において、市町村をモデル地域に指定し、児童生徒と地域住民等が協力して避難所設営訓練を行うなど、学校を拠点とした避難対策に取り組むとともに、モデル地域内に効果的な取組を普及することによって、防災教育モデルを構築しています。 ○ また、平成30年度から、関係機関と連携した避難訓練や災害食作りなど実践的な体験活動を取り入れた「1日防災学校」を推進しており、幼稚園から小中学校、高校、特別支援学校までの系統的な防災教育に取り組んでいます。 ○ 引き続き、学校、地域、関係機関が連携して取り組む防災教育の推進・充実に努めてまいります。 【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要請内容については、対策の推進が図られているものと思料する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道教委では、「北海道実践的安全教育モデル構築事業」において、公開授業や保護者への引き渡し訓練の実施など、児童生徒が自然災害等について理解を深め、災害時に安全に行動できるよう、防災教育モデルを構築・普及してきました。 (教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課) ○ また、地震・津波・気象等の発生時の適切な行動を学ぶ防災教育啓発資料「学ん DE 防災」を、各小・中・高等学校に配布して、児童生徒が自ら命を守り抜くための「主体的に行動する態度」や、「災害後の生活や復旧等の支援者となる意識」を身に付けることができるよう、各学校を支援してきたところです。 (教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課) ○ さらに、今年9月に札幌市で開催し、世界43カ国の高校生が参加した「世界津波の日」高校生サミットについて、各管内で実施した「学校安全推進会議」の場を活用し、サミットから得られた成果を周知するなど、防災教育の意識啓発に努めているところです。 ○ 各学校においては、小学校で津波を想定し、地域のハザードマップを活用して安全な避難経路を確認する避難訓練を実施したり、中学校で地域の協力の下、避難所運営を模擬体験したりする学習を行うなど、特別活動や総合的な学習の時間において、地域や関係機関と連携した体験的な取組を行っているところです。また、高等学校

			<p>では、小学生を誘導しながら行う避難訓練などを実施し、地域社会と連携した取組を行ってきたところです。</p> <p>(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)</p> <p>○ 今後は、学習指導要領において、防災教育の充実が求められていることから、各学校で、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮した防災教育を実施するとともに、各市町村教育委員会が主体となり、知事部局と連携して、全ての学年の授業で防災について学ぶ1日防災学校を実施するなど、学校、地域、関係機関が連携して取り組む防災教育の推進・充実に努めてまいります。</p> <p>(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)</p>
<p>⑤ 災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、予防啓発を徹底する。</p>	<p>○ 地震や台風など大規模災害が発生した後は、点検商法や義援金詐欺など、災害に便乗した悪質商法による消費者トラブルが多く発生することから、道では、ホームページにおいて、災害に便乗した悪質商法への注意喚起を行っているところです。</p> <p>○ また、地域住民とのつながりを強め犯罪を防止する「安全・安心どさんこ運動」を展開するなど、特殊詐欺や空き巣等の犯罪被害防止に務めているところです</p> <p>【環境生活部道民生活課、消費者安全課】</p>	<p>■ 前年と同一回答である。要請内容については、対策の推進が図られているものと思料する。</p>	<p>○ 地震や台風など大規模災害が発生した後は、点検商法や義援金詐欺など、災害に便乗した悪質商法による消費者トラブルが多く発生することから、道では、ホームページにおいて、災害に便乗した悪質商法への注意喚起を行っているところです。</p> <p>(環境生活部道民生活課、消費者安全課)</p> <p>○ また、ホームページやメールマガジン等により、地域の方々のつながりを強め犯罪を予防する「安全・安心どさんこ運動」の普及啓発に努めているほか、警察と連携し、特殊詐欺や空き巣等の注意喚起を行い安全で安心な地域づくりに努めているところです。</p> <p>(環境生活部道民生活課、消費者安全課)</p>
<p>⑥ 住民や企業に対し、日本海溝・千島海溝型地震等の大規模な地震や津波、および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強めるとともに、大地震の際に自らの安全を確保する一斉訓練「北海道シェイクアウト」への参加団体拡大をすすめる。</p>	<p>○ 道においては、市町村防災訓練の支援、ホームページ・Facebook・広報紙・ラジオ等を活用した防災に関する情報発信を行っています。また、地震の発生を想定して身を守る安全行動を促す「北海道シェイクアウト訓練」を道全体の取組とするため、住民や企業に広く参加を呼びかけ、全道一斉に実施しているところです。</p> <p>【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>■ 要請内容については、対策の推進が図られているものと思料する。</p>	<p>○ 道においては、地震の発生を想定して身を守る安全行動を促す「北海道シェイクアウト訓練」を、住民や企業に参加を呼びかけ全道一斉に実施しているほか、市町村防災訓練の支援、ホームページ・Facebook・広報紙・ラジオ等を活用した防災に関する情報発信を行うとともに、地震・津波や暴風雪が発生した際にとるべき行動を示したマンガを学校や各種イベント等あらゆる機会に配布しているところです。さらに、小中学生に対しては、授業を通して避難行動や備蓄等の重要性を学ぶ「1日防災学校」を実施するなど、地域全体の防災意識の向上に取り組んでおり、今後、こうした取組を充実させてまいります。</p> <p>(総務部危機対策局危機対策課・教育庁総務政策区局施設課)</p>
<p>【重点項目】</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下において、大規模災害時の避難や避難所における感染症対策の備えを徹底し、地域住民への周知・広報を行う。</p>	<p>○ 市町村に対し、可能な限り多くの避難所を開設できるよう、災害時に避難所として活用できるホテル等のリストを提供しているほか、親戚、知人宅などへの分散避難の検討について周知して</p>	<p>■ 避難所における感染症対策の備えとして、約7割の自治体で感染対策用品4品(マスク・消毒液・間仕切り・段ボールベット)の想定必要数を確保しているとされているもの、未確保の自治体では、財政上の問題を理由として挙げており、道</p>	<p>○ 「北海道版避難所マニュアル」について、新型コロナウイルスを含む「感染症対策」を加え令和2年5月に改正し、市町村におけるマニュアル策定を促すとともに、市町村での対応が困難な場合を想定し、災害用感染対策物資の一定規模の</p>

<p>特に、道内市町村における感染症対策に伴う避難所不足の解消、感染症対策で必要とされる4品目の備蓄状況の更なる改善に向けた支援や広域的な物資調達の実効性を確保する取組みを強化する。また、浸水想定区域における安全な避難施設の整備・避難ビル等の指定を徹底する。</p>	<p>いるところ。また、感染症対策を講じた避難所運営を行うために必要な物資の確保が市町村のみでは困難な場合を想定し、道において感染症対策物資の備蓄を行ったところであり、今後も、市町村の備蓄状況を踏まえ、災害時における物資調達の実効性確保に向けた取組を進めてまいります。避難施設については、浸水想定区域外への整備を促すとともに、浸水までの時間が短く、避難ができない地域については、避難ビル等の指定についても促してまいります。 【総務部危機対策局危機対策課】</p>	<p>としての財政支援等により早期に物資調達・備蓄を完了するよう強く働きかける必要がある。また、千島海溝沿いでマグニチュード9.3の巨大地震が発生した場合、北海道で8万5000人、日本海溝沿いでマグニチュード9.1の巨大地震が発生した場合、北海道で13万7000人の死者数が想定されている。特に、津波により甚大な被害が想定されており、浸水想定区域における安全な避難施設の整備・避難ビル等の指定など危機感を持った対応が求められる。また、2019年10月の台風19号による被災を受けて国が実施した調査では、2020年4月時点で洪水の避難場所として不適切な避難場所（施設等）が北海道においても160ヵ所あることが判明しており、避難場所で被災するといった最悪の事態を回避するためにも、道に対し早期の改善（当該自治体に対する指導と支援）を求める必要がある。</p>	<p>備蓄を行ったところ。今後も、市町村の備蓄状況を踏まえ、協定等の活用や、広域的に物資を融通し合える環境を整えるなど、発災時の物資調達の実効性の確保に向け取組を進めてまいります。（総務部危機対策課）</p>
<p>⑧ 各市町村に置ける個別避難計画の作成にあたっては地域住民をはじめ避難行動要支援者（障がい者・高齢者等）とその家族、および福祉や医療関係者等の意見を反映させるとともに地域住民への個別避難計画の意義や事例説明を行い、実効性を高める。 ⑨ 災害時においても平時と同水準の危機管理を維持させるため、災害時ケアプラン（避難移動編）を作成する。作成にあたっては「インクルージョン・マネジャー（別府市モデル）」を設置し、その実効性を高める。</p>	<p>○ 道では、これまで、道内市町村に対し、様々な機会を通じて避難行動要支援者名簿作成を促してきたところであり、平成29年3月には、全ての市町村で作成が完了したところです。 ○ また、個別避難計画については、市町村に対し、計画作成に係る技術的な助言等を行うとともに、国が示す先進事例の活用や計画作成に関する研修会への参加を働きかけてきたほか、市町村の防災分野や保健福祉分野の担当者が集まる会議などの場において、より実践的な好事例を紹介するなど、計画作成に向けた支援に努めているところ。○ 実行性のある避難支援を行うためには、地域の実情を踏まえつつ、名簿情報の更新や個別避難計画の作成及び関係者間での共有を行い、適切に活用していくことが重要であることから、道としては、今後とも、市町村の取組状況の把握に努め、必要な支援を行ってまいります。 ③⑧⑨関連【保健福祉部総務課】</p>	<p>■ 市町村において災害時要配慮者を地域で守る仕組みを作り、障がい者等のインクルーシブ防災の実現をめざす事業を積極的に展開するためにも、道としてのより主体的な関与が必要である。関係機関を含めた要配慮者の個別避難計画の策定において、インクルージョン・マネージャーを媒介に、当事者と地域の支援者が協働で災害時ケアプランを作成する別府市モデル等、計画の実効性を高める好事例の導入に向けた支援を継続するとともに、福祉事業所等災害時BCP(事業継続計画)作成促進に向けた取組についても道による支援と連携の強化が求められる。</p>	<p>○ 道では、これまで、道内市町村に対し、様々な機会を通じて避難行動要支援者名簿の作成を促してきたところであり、平成29年3月には、全ての市町村で作成が完了したところ。 （保健福祉部総務課） ○ 実効性のある避難支援を行うためには、名簿の作成はもとより、地域の実情を踏まえつつ、名簿情報を関係者で共有し、適切に活用していくことが重要であることから、道としては、今後とも、市町村の取組状況の把握に努め、必要な支援を行ってまいります。（保健福祉部総務課）</p>
<p>3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化</p>			
<p>(1) 教育の機会均等～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～ ① 当協議会が運営に参画する「ほっかいどう若者応援プロジェクト」*の取組みでは、コロナ禍で経済的に困窮する学生から暮らしや学び、コミュニティの危機に関する多くの切実な声が寄せられている。北海道は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を積極的に働きかける</p>	<p>○ 国においては、令和2年4月から真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料及び入学金の減免と給付型奨学金を大幅に拡充した高等教育の修学支援新制度を実施しています。道では、これまでも高等教育に係る教育費の負担軽減のため、奨学金の給付額の引き上げや支援対象者の拡充など、制度の充実について要望してきており、引き続き、全国知事会とも連携し、国に対して要望してまいります。</p>	<p>■ 前年と同一回答である。 2017年4月独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正により、給付型奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度が導入されるなど、確かな一歩を踏み出すことができ、2018年4月給付型奨学金制度の本格実施、2020年4月低所得世帯の学生を対象とした入学料・授業料の減免や給付型奨学金の拡充を行う「大学等における修学の支援に関する法律」が施行されたものの、給付型奨学金は</p>	<p>○ 国においては、令和2年4月から真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料及び入学金の減免と給付型奨学金を大幅に拡充した高等教育の修学支援新制度を実施しているところ。道では、これまでも高等教育に係る教育費の負担軽減のため、奨学金の給付額の引き上げや支援対象者の拡充など、制度の充実について要望してきており、引き続き、全国知事会とも連携</p>

<p>とともに、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図る。</p> <p>※コロナ禍によるアルバイト収入や仕送りが減少し経済的に困窮している大学生に食材の支援等を実施するプロジェクト</p>	<p>○また、道では、経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々に、自らの進路決定に当たって参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載しているほか、SNS を活用するなどして各種支援制度の周知に努めているところです。</p> <p>【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p>	<p>財源規模が小さく、対象者も極めて限定的であり、奨学金の利用者の多くは、貸与型奨学金に頼らざるを得ない状況にある。</p> <p>また、貸与型奨学金利用者の卒業後の返済負担が重く、その救済制度も極めて不十分であり、現在返済に苦しんでいる多くの人たちの負担軽減や返済困難者の救済は喫緊の課題である。</p> <p>①給付型奨学金や授業料減免の拡充②無利子奨学金（第一種）の拡充、③無理のない返済制度への改善、④奨学金返済困難者への救済措置の拡充⑤税制支援の導入等々、返済者の負担軽減の取り組みを、さらに強化する必要がある、道からの国に対する強い要望を求めたい。</p>	<p>し、国に対して要望してまいります。</p> <p>○また、道では、経済的な事情を抱えながらも大学等への修学意欲のある方々が、進路決定する際に参考としていただけるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を道のホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載し、各種支援制度の周知に努めているところです。</p> <p>(総合政策部政局総合教育推進課)</p>
<p>【重点項目】</p> <p>② 当協議会が実施する「奨学金に関する電話相談」の相談内容や、また、北海道労働金庫が取り扱う「奨学金借換ローン」の利用実績(2017年10月の制度開始から2021年7月末までの累計で393件・融資額953百万円)からも、奨学金制度利用者が社会人になってからの返済負担が利用者に重く押し掛かっている実態が明らかとなっており、奨学金制度の更なる改善、教育費や奨学金返済の負担を軽減する対策は喫緊の課題となっている。こうした状況を背景に、全国的には2020年6月現在で、すでに32府県・423市町村において地元企業に就職するなど一定の要件を満たした場合に奨学金の返還を支援する仕組みが導入・実施されている。</p> <p>北海道としても、利用者の返済支援はもとより、「北海道創生総合戦略」の基本戦略に掲げられている未来を担う若者を支える教育環境を充実させ新規就労支援や人口減少対策をすすめる観点からも、全国の実態やこの間の検討結果を踏まえた北海道独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設(充実・改善)を検討・実施する。</p>	<p>○国においては、令和2年4月から真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料及び入学金の減免と給付型奨学金を大幅に拡充した高等教育の修学支援新制度を実施しているところ。</p> <p>道では、関係部局により構成している庁内会議において、道としての修学支援のあり方などについて、国の制度の運用状況や課題等を踏まえながら、検討を進めてまいります。</p> <p>※「道独自の給付型奨学金制度の検討・実施」について</p> <p>【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p> <p>○本道において人口減少、地域の担い手不足が深刻化する中、若者の道内への就業や定着を図ることは重要であると考えています。</p> <p>国の奨学金返還支援制度については、昨年6月に新たに策定され、若者の地域定着に向け、対象要件の見直しや財政措置の拡充が図られるなど、市町村が活用しやすい制度となったところであり、一方、道が奨学金返還支援に直接取り組むとした場合、対象者の札幌圏への一極集中の懸念や、企業の就業環境改善を優先すべきといった意見などがあることから、道としましては、引き続き、国の制度及び先行事例の市町村への情報提供を行うとともに、道HP等を活用した市町村の奨学金返還制度の学生等への周知など、市町村の取組支援に努めてまいります。</p> <p>【総合政策部地域創生局地域政策課】</p>	<p>■「奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱について」(令和2年6月総務省通知)では、就職等により地域に定着する人材を確保するため、奨学金を活用した若者の地方定着の促進を図るとする旨が通知されている。</p> <p>本通知においては、都道府県の役割も明確であり、基金の設置に対しても特別交付税措置が図られることから道としての早期の取り組みが必要と判断するが、この間、道は「庁内会議において検討を進める」「対象者の札幌圏への一極集中の懸念が有る」「企業の就業環境改善を優先すべきとの意見が有る」等、その回答は消極的な対応と言わざるおえない状況にある。</p> <p>既に、地方定着の促進を目的に札幌市(さっぽろ圏12市町村)を含め36市町村において要件・支援内容は異なるものの奨学金返還の支援を行う事業が実施されているが、今後においては、道として、各自治体、経済界との連携を強化しつつ、実施自治体の制度の周知、未実施自治体への制度創設に向けた働きかけ、各自治体への財政的支援等に主体的に取り組むことが求められる。</p> <p>さらには、既に道内市町村で実施している大学等教育機関での修学等に係る各種支援制度についても積極的に周知することが望まれる。</p>	<p>○国においては、令和2年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯を対象に、大学等の授業料及び入学金を減免し、給付型奨学金を大幅に拡充する高等教育の修学支援新制度を実施することとしておりますが、道では、これまで、全国知事会を通じて、高等教育に係る教育費の負担軽減のため、奨学金の給付額の引き上げ、運用方法の弾力化など、制度の充実について要望してきており、引き続き、知事会とも連携して、国に対して要望してまいります。</p> <p>(総合政策部政策局総合教育推進室)</p> <p>○また、道では、大学等への修学意欲や能力があるにもかかわらず、経済的理由等により修学困難な方々が、自らの進路を決定するに当たり、奨学金などの修学支援制度について十分理解し、また、返還についての相談ができる窓口などを知ることができるよう、国の修学支援制度や奨学金返還の相談窓口などの情報をまとめた「大学等修学のための経済的支援の手引き」を「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に掲載し、修学に係る支援制度の周知に努めているところです。</p> <p>(総合政策部政策局総合教育推進室)</p> <p>○奨学金の返還支援については、本道における就業環境などの状況から人材が札幌圏に集中する可能性があることや、既に実施している他府県においても、申請者数が伸び悩んでいることなど、様々な課題がみられていることなどから、現在、国で進められている効果検証なども注視しながら、今後の対応などについて引き続き検討してまいります。(総合政策部地域戦略課)</p> <p>○国においては、令和2年4月から、真に支援が必要な低所得世帯を対象に、大学等の授業料及び入学料を減免し、給付型奨学金を大幅に拡充する高等教育の修学支援新制度を実施することとしています。</p> <p>道では、現在、関係部局により構成している庁内会議において、国の制度の運用状況や課題など</p>

			を踏まえながら、道としての修学支援のあり方などについて、検討を進めています。 (総合政策部政策局総合教育推進室)
③ 道内高校生を対象とした公益財団法人北海道高等学校奨学会等で実施している貸与型奨学金制度について、コロナ禍での家計急変により収入が激減した世帯への制度緩和をはかるとともに、返済困難者が増加することが想定されることから相談体制の充実、返済の減免・免除等の救済措置を講ずる。	○ 道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的理由により、修学が困難な高校生に対しても、無利子で奨学金の貸付を行っています。 ○ 奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還の免除を行うなどの救済措置を講じているところであり、今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。 【総務部学事課】	■ 道として一定の対策が講じられているものと思料するが、回答で示されたように今後予想される返済困難者の増加等、社会情勢を踏まえつつ必要な支援対策が実施されているのか検証する必要がある。	○ 道では、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じ、経済的な理由により修学が困難な高校生に対して無利子の奨学金の貸し付けを行っています。(総務部学事課) ○ 奨学金の返済に当たっては、災害や病気、けが、生活保護の受給など、家計の急変により返済が困難となった場合は、返還の猶予の相談に応じるとともに、心身が不自由となったことなどに伴い、労働が困難となった場合等には、返還の免除を行うなどの救済措置を講じているところであり、今後とも、社会情勢を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。(総務部学事課)
④ 大学等修学支援法について、新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した場合も急変後の所得見込みにより要件を満たせば支援対象となることを広く周知広報し、各公立大学で募集を行う。	※現在回答調整中⇒1月31日付で以下回答あり ○ 札幌医科大学では、経済的理由により修学の機会が損なわれることなく、地域に貢献できる医療人をより多く育成するため、国の修学支援制度による授業料等の減免はもとより、国の制度の支援対象とならない学生に対しても、独自の奨学金制度を設け、対象となる学生に対して減免を行っており、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に対しても、要件を満たせば支援対象となる旨、冊子配布やホームページ掲載により広く周知をしているところです。 【総務部教育・法人局大学法人課】 ～北海道公立大学法人札幌医科大学を所管	■ 道が所管する札幌医科大学においては、要請趣旨が反映された対策が講じられているものと判断する。	※新規要請項目につき前年回答無し
⑤ 大学の閉鎖や施設の利用制限など学生の学習環境の悪化に伴い、2021年度の公立大学の学費を軽減する。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う親の収入低下やアルバイト減少による収入減で学費支払いが困難となる学生が多数生じる可能性があることから、公立大学の学費の延納・分納や減免などについて柔軟に対応するとともに、制度の改善(延納時期の延長、分納回数増加)や、延納・分納の制度がない場合には制度を導入する。また、延納・分納を行う公立大学に対しては必要なつなぎ資金を公的に援助する。	※現在回答調整中⇒2月7日付で以下回答あり ○ 当該要請項目については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。 (札幌医大の学費についての負担軽減等については前項に記載済) 【経済部労働政策局雇用労政課】	■ 前項の通り、道が所管する札幌医科大学においては一定の負担軽減策が実施されていると判断する。	※新規要請項目につき前年回答無し
⑥ 家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないよう、自治体の奨学金制度(給付・貸与)の拡充をはかる。 ⑦ コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人	○ 経済的な理由により学費の調達が困難な方への支援を目的として、多くの市町村において奨学金制度を設けています。 また、奨学金の返還支援制度を設けている市町村もあります。 これら道内の各市町村で実施している、大学等高等教育機関での修学等に係る各種支援制度については、金額や募集期間など制度の概要を道	■ 各自治体において一定の対策が講じられているものと思料するが、各種支援制度を認識していない学生も想定されることから、教育機関とも連携し各種制度に係る情報提供と周知活動の一層の強化が求められる。	※新規要請項目につき前年回答無し

<p>を含めて無理な取り立てを行わない。</p>	<p>ホームページ「大学等修学のための経済的支援情報サイト」に管内ごとに情報を取りまとめて掲載し、各種制度の周知に努めているところで。</p> <p>【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p>		
<p>⑧ 学生は、学習環境の悪化、友人関係構築の希薄さ、生活リズムの崩れ、家族関係の変化等によって心身の安定を維持することが難しくなっており、希死念慮を抱くまで深刻化するケースも少なくない。学生に対するメンタルヘルスの充実を図るため敷居が低い相談やカウンセリング体制の強化を早急に進める。</p>	<p>○ 文部科学省の調査（R3.11）によりますと、 ・休学者の割合は、令和2年度に比べて令和3年度の方が若干増加しており、コロナを理由とした休学者の増加割合は、それを上回る ・休学者の内訳は、令和2年度に比べ、学生生活不適応・修学意欲低下や心神耗弱・疾患が増加と分析しており、学生からの相談体制の整備を大学等に求めています。</p> <p>○ 道におきましても、保健福祉部精神保健福祉センターが実施する「いのちやこころに関する相談窓口」における電話相談のほか、悩みを抱えた方々が安心して気軽に相談できる「LINE相談窓口」を設け、年齢を問わず、新型コロナウイルス感染拡大で不安などを感じていらっしゃる方からの相談を受け付けているところあり、学生等が1人で悩むことのないよう、大学等を通じて周知してまいります。</p> <p>【総務部教育・法人局総合教育推進課】</p>	<p>■ 基本的には各大学の学生相談室等がその役割を担うと考えるが、複合的な困難を抱えている学生に複層的な支援体制が必要であると考え。この間、道で試行実施してきた「SNSを活用した相談体制の構築事業」（こころの健康LINE相談）の実施結果によると80%を超える相談者が「満足」「やや満足」と回答が寄せられており、文字情報による相談対応であることから相談技法の検討など改善すべき課題があるものの有効な手法であると判断する。同事業は、既に相談対象者、受付時間、相談体制等の拡充が図られていると認識するが、令和3年度の実施結果について開示を求めたい。また、同様な相談事業を実施している関係団体との連携そして相談先の周知活動の強化を求めたい。</p>	<p>○ 昨年度実施した「SNSを活用した相談体制の検討事業」の実施結果については当課のホームページで公表しています。昨年度、1回目は道立高校生を対象に8月17日から8月31日まで、2回目は7管内の中・高校生を対象に3月11日から3月20日まで実施し、併せて1,300件の相談が寄せられ、アンケートの結果などから一定の成果が見られたため、今年度は、道立高校生に加え、市町村立高校生についても対象にするなどして、夏休み期間を含む7月22日から8月31日までの41日間、事業を実施したところです。本事業における相談対応の具体的な成果や課題をふまえ、より効果的な相談体制の在り方について検討を進め、児童生徒が抱える様々な悩みを訴えやすい多様な相談体制の整備、充実に取り組んでまいります。（教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課）</p>
<p>【重点項目】</p> <p>⑨ 北海道においても、GIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒の情報活用能力の育成や情報モラル教育の推進、その基盤となる通信環境と機器の整備等が進められている。今般の感染症拡大による教育課程への影響を踏まえ、北海道の感染症に関する緊急対策においてもGIGAスクール構想の推進加速の取り組みが盛り込まれているが、ICT（情報通信技術）活用による家庭学習支援の実施に際しては、児童生徒の学習の機会均等確保を前提に一部自治体で実施されているWi-Fi環境が整っていない家庭に対する支援（通信料負担事業）等、各家庭における情報通信環境の差による教育格差が生じることのないよう配慮した施策を講ずる。また、児童生徒が配備された情報端末を介して、いじめや性犯罪被害、ネット依存等のSNSリスクに晒されることを防止し、ICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力の育成、モラル教育の推進に向けた対策を強化する。</p>	<p>※現在回答調整中⇒1月31日付で以下回答あり</p> <p>○ オンライン学習の実施に当たって、これまで道教委では、民間企業との連携によるルータの貸し出し、公共施設のWi-Fi環境の活用などで対応している市町村の事例を普及啓発するとともに、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、家庭における通信費の負担軽減や家庭での通信ネットワーク接続のサポートなどを行う人材の配置等について、財政支援の充実を国に要望してきたところです。道教委では、今後も、こうした取組に加え、就学援助や国の補助金等を活用した通信環境の整備を働きかけるなど、全ての児童生徒に学びを保障することができるよう、努めてまいります。また、ネットリテラシーなどの情報活用能力の育成、モラル教育の推進に向けては、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保しながら、心理や福祉、ICT等の外部の専門家や関係機関と連携のもと、組織的に対応していくことが重要であることから、 ・児童生徒支援加配など教職員定数措置の拡充 ・スクールカウンセラー等による支援体制の充実 ・教員のICT活用への支援員の配置促進 などについて、全国都道府県教育委員会連合会とも連携し、国に対し強く要望して、人材の一層確保に努めるとともに、情報モラルを含む情報</p>	<p>■ ICT活用による家庭学習支援の実施については、Wi-Fi環境など各家庭における情報通信環境の格差是正に向けた対策が一定講じられているものと判断する。引き続き、GIGAスクール構想の推進に当たっては、情報通信環境の差による教育格差が生じることのないよう配慮した施策の実施を望むとともに、ICT活用のデメリットとして認識されている各種リスクに対応する情報活用能力の育成、モラル教育の推進など対策の強化を求めたい。</p>	<p>○ 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の臨時休業時には、「リモート学習応急マニュアル」を作成し、子どもたちの学びの機会を保障するための臨時休業中の応急の措置として、各学校に可能な限りICTを活用した家庭学習支援を行うよう要請するとともに、ICT環境が十分に整っていない児童生徒の家庭学習を支援するため、授業動画DVDの送付や、個別登校による学習指導の実施、さらには、民間企業等の協力によるICT環境の確保等を示しました。（教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課）</p>

	活用能力の育成に係る対策を強化してまいります。 【教育庁ICT教育推進局ICT教育推進課】		
【重点項目】 (2)緊急雇用対策 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、安易な雇止めが行われることのないよう企業等に周知徹底するとともに、自治体による自粛指示・要請に基づく休業に対しては、雇用形態を問わず十分な所得補償を行うこと。また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行う。 そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保する。	○ 道では、感染状況等に応じた警戒ステージを設定し、その考え方を示すことにより、道民の皆様や事業者の方々と認識を共有し、感染症のまん延の防止や医療提供体制への負荷の軽減を図りながら、地域と一体となって感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組を推進しているところ。 ○ こうした中、これまで、道内で感染拡大した際には、警戒ステージのほか、国の基本的対処方針等に基づき、緊急事態措置やまん延防止等重点措置などを講じるとともに、休業や営業時間短縮等の要請対象となる飲食店など事業者の方々に、他県の対応も参考に、国の基準を踏まえ、売上高等に応じて支援金を支給してきたところです。 ○ 今後、感染が再拡大した場合など、休業要請等を検討せざるを得ない状況に至った場合には、医療提供体制への負荷の状況や感染状況を踏まえるとともに、社会経済活動への影響も十分考慮し、要請の対象となる地域や事業者に対し早めに情報提供を行いながら、実効性ある感染症対策となるよう、支援策を含め検討してまいります。 【経済部経済企画課】 ○ 道では、これまで、国と連携し、経済団体等に対して、雇用維持に係る要請を繰り返し行うとともに、国に対して雇用調整助成金の特例措置等の延長について求めるなど、雇用形態を問わず、休業等を余儀なくされた事業者や労働者への支援を要請しているところです。 ○ また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、離職を余儀なくされた方々の再就職を支援するため、ジョブカフェ北海道の専門員を増員し、カウンセリング機能を強化したほか、全道各地でWebを活用した企業説明会を開催するとともに、座学と職場研修を実施するなど、手厚い就労支援を行っているところです。 ○ さらに、緊急雇用創出事業の創設など雇用対策の充実について国に対して求めているところであり、今後とも、関係機関とも連携しながら、必要な雇用対策を進めてまいります。 【雇用労政課労働企画係】	■ 長引く新型コロナウイルス感染症の影響は、道内においても社会経済活動の広範に及んでおり、雇用への影響も深刻なものとなっている。道においても感染状況を踏まえつつ感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた各種取組を推進しているものと思料するが、オミクロン株の急拡大により更なる雇用環境の悪化も想定される状況にある。離職者に対し道が実施する再就職・就労支援については大いに評価できるものと判断するが、一方で国の助成金や支援金、貸付金制度等の延長を求めるだけではなく、現下の雇用情勢に即応する道独自の支援対策・雇用対策についてもその拡充が必要と考える。そのためにも休業・休職等を余儀なくされている勤労者への所得補償や離職者への雇用対策に対する積極的な財政措置が求められており、こうした観点から、道における新年度の予算編成や事業計画の動向について注目したい。	○ 道では、感染状況等に応じた警戒ステージを設定し、道民や事業者の皆様と現状の認識を共有しながら取組を進めており、それぞれの段階において、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図ることを基本に、必要な対策を講じることとしています。 ○ こうした中、休業要請を検討せざるを得ない状況に至った場合には、感染状況や医療提供体制への負荷の状況を踏まえるとともに、社会経済への影響も十分考慮し、要請の対象となる地域や業態について早めに情報提供を行いながら、感染症対策として効果的な休業要請となるよう支援策も含め検討してまいります。 (経済部経済企画課)
(3)生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備 ① コロナ禍による困窮や生活困難が深刻さを増す中、生活困窮者自立支援制度が本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備を行	○ 道では、制度の趣旨及び目的等について、各種通知やホームページ等を用い、関係者や住民へ周知しているところですが、引き続き、研修や会議	■ 相談者や相談内容の多様化への対応については、回答で示された人材養成やネットワークづくり活動への道としての積極的関与に期待するとと	○ 道では、制度の趣旨及び目的等について、各種通知やホームページ等を用い、関係者や住民へ周知しているところですが、引き続き、研修や会議

<p>うとともに、住民への周知・啓発を徹底する。</p> <p>② コロナ禍に対する相談・支援現場が疲弊し「相談崩壊」を招かないよう、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」等を活用し、人員体制の強化をはかる。あわせて、医療従事者等と同様に、生活困窮者自立支援事業の従事者に感謝とエールを送り「慰労金」を支給する。</p> <p>③ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずる。</p> <p>【重点項目】</p> <p>④ コロナ禍において自立相談窓口には、若年層、女性、セクシャルマイノリティ、外国人等、対応に特段の配慮や専門性を要する方の相談も見受けられる。生活困窮の背景や支援制度を熟知し、多様な支援機関のネットワークを有した専門相談員の配置を進める。</p> <p>【重点項目】</p> <p>⑥ 努力義務化された就労準備支援事業、家計改善支援事業については、2021年度までの集中的な取り組み期間において、道内全ての市町村において両事業が完全に実施されることを目指して取り組む。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる。</p> <p>⑦ 北海道としての役割やイニシアティブを發揮し、市町村の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化する。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行う。</p>	<p>などの機会を捉え、生活困窮者自立支援制度についての周知を図ってまいります。</p> <p>○ 相談員・支援員については、改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置することが努力義務化されたことを踏まえ、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めているところです。</p> <p>○ 改正法により実施が努力義務化された就労準備支援事業及び家計改善支援事業については令和3年度から道が所管するすべての町村を対象に事業を実施しています。</p> <p>また、道としてはその他の任意事業も含め、各市への情報提供等により事業実施を推進するなどの働きかけを行うなど支援を行ってまいります。</p> <p>○ 道による市町村等への支援や、支援制度を熟知し多様な支援機関とのネットワークを持つ相談員の配置、市域を超えたネットワークづくりへの支援については道の研修実施による人材養成や国が実施する研修の受講を進めるほか広域の情報交換会などネットワークづくり活動への支援の取組を進めてまいります。</p> <p>①②③④⑥⑦関連【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>もに、相談員・支援員等従事者の雇用安定に向けた処遇の改善に対し必要な予算措置を求めたい。</p> <p>■ 努力義務化された就労準備支援事業、家計改善支援事業について道が所管するすべての町村を対象に事業が実施されている点は高く評価したい。引き続き、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかる取組みの推進を期待したい。</p>	<p>などの機会を捉え、生活困窮者自立支援制度についての周知を図ってまいります。</p> <p>(保健福祉部地域福祉課)</p> <p>○ 相談員・支援員については、改正法により、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置することが努力義務化されたことを踏まえ、適正な処遇が図られるよう、国への要望を含め、必要な予算の確保に引き続き努めているところです。(保健福祉部地域福祉課)</p> <p>○ 改正法により実施が努力義務化された就労準備支援事業及び家計改善支援事業に加え、その他の任意事業についても、各市への情報提供等により事業実施を推進するとともに、市からの希望等に応じて、広域での実施について調整を行うなどの支援を行ってまいります。</p> <p>(保健福祉部地域福祉課)</p> <p>○ 道による市町村等への支援については、道の研修実施による人材養成のほか広域の情報交換会などネットワークづくりへの支援の取組を進めてまいります。(保健福祉部地域福祉課)</p>
<p>【重点項目】</p> <p>⑤ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断し、複数年度の委託契約や支援員等人件費の予算を傾斜配分する。</p>	<p>○ 本事業の委託契約に当たっては、価格のみをもって相手方を決定するのは適切でないことから、これまでも公募型プロポーザル方式により決定してきたところですが、今後も、支援の実施体制や具体的な支援方法等により総合的な評価を行い、委託先の適切な選定に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■ 道においては、これまでも価格だけではなく企画内容や提案内容、事業者の信頼性なども含めて委託先を選定する公募型プロポーザル方式により委託事業者を決定しているとのことであるが、受託先事業者における人材確保やノウハウ継承を含む事業継続の観点からは実績に応じた複数年度の委託契約や予算の傾斜配分も検討すべき課題であり、こうした観点からの要請を継続する必要がある。</p>	<p>○ 本事業の委託契約に当たっては、価格のみをもって相手方を決定するのは適切でないことから、これまでも公募型プロポーザル方式により決定してきたところですが、今後も、支援の実施体制や具体的な支援方法等により総合的な評価を行い、委託先の適切な選定に努めてまいります。(保健福祉部地域福祉課)</p>
<p>⑧ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ(優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等)</p>	<p>○ 道では、認定就労訓練の受け皿となる団体等が、事業に取り組みやすくなるよう、認定申請手続を簡素化するとともに、事業所が所在する市を経由しての申請もできることとしたところで</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、道として一定の対応が行われているものと思料する。</p>	<p>○ 道では、認定就労訓練の受け皿となる団体等が、事業に取り組みやすくなるよう、認定申請手続を簡素化するとともに、事業所が所在する市を経由しての申請もできることとしたところで</p>

<p>の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備する。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進する。</p>	<p>す。 また、各自治体に向けて、認定就労訓練事業を行う事業所の一覧を提供する等、優先発注の規定の整備を行うとともに、受注機会増大への取り組みに努めるよう周知を行ってまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p>		<p>す。(保健福祉部地域福祉課) ○また、各自治体に向けて、認定就労訓練事業を行う事業所の一覧を提供する等、優先発注の規定の整備を行うとともに、受注機会増大への取り組みに努めるよう周知を行ってまいります。 (保健福祉部地域福祉課)</p>
<p>⑨ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立(就労)のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価する。また、道内各市における改正法に基づく支援会議の設置状況や構成等の現状と課題について把握し必要な支援を継続する。</p>	<p>○事業の実施にあたっては、定期的に、継続支援対象者の各段階における自立の意欲や社会参加などの状況を把握するため、国から示された評価シートを活用し、支援の効果について評価を行っているところです。 また、支援会議の設置は、道内各市及び各振興局において、設置予定を含め約4割程度であり、設置しない理由については、「現状の関係機関との連携や他の会議で代替可能」と言う意見が多くなっており、道としては、これらを踏まえ各市へ情報提供を行い、支援会議の設置を推進してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■改正法に基づく道内各市および振興局における支援会議の設置状況については、各振興局では設置済みとなっているものの全体では昨年の回答で示された水準と同様、予定も含めて約4割程度の設置状況に止まっている。 道に対しては、支援会議の実効性を高めるための運営状況の把握と、代替対応可能とする未設置自治体の状況や課題を踏まえた対策(設置の促進)の実施を求めるとともに、支援会議の構成についても道からの一昨年の回答で示された民生・児童委員や地域住民の参画状況や、また当協議会が要請した域内の協同組合やNPO団体等の参画状況について確認する必要がある。</p>	<p>○事業の実施にあたっては、定期的に、継続支援対象者の各段階における自立の意欲や社会参加などの状況を把握するため、国から示された評価シートを活用し、支援の効果について評価を行っているところです。 (保健福祉部地域福祉課) ○また、支援会議の設置は、道内各市及び各振興局において、設置予定を含め約4割程度(振興局は設置済み。)であり、設置しない理由については、「現状の関係機関との連携や他の会議で代替可能」と言う意見が多くなっており、道としては、これらを踏まえ各市へ情報提供を行い、支援会議の設置を推進してまいります。 (保健福祉部地域福祉課)</p>
<p>⑩ 2020年度より実施された「就職氷河期世代活躍支援プラン」を踏まえ、「中高年引きこもり(8050)問題の当事者」と称される就労困難な世代に対する特段の就労支援策を講ずる。現在、都道府県・指定都市に設置されているひきこもり地域支援センターを市町村にまで拡充させるよう、国へ働きかける。</p>	<p>○道では平成21年度から北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、ひきこもりの第一相談窓口としての機能を果たすとともに、精神保健福祉センター、保健所などの関係機関と連携の上、全道の支援ネットワークの構築・普及啓発に努めています。 ○上記センターは札幌市に所在し、道内各地における面談での個別相談には限界があるため、ひきこもり支援に携わる市町村等への後方支援を中心に、研修会、個別相談、ケース検討などを通じて北海道における「ひきこもり支援」のスキルアップを目指し、地域における相談力の底上げを図っていきます。 【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p>	<p>■前年と同一回答であり、道として一定の対応が行われているものと思料する。 引き続き、市町村等への実効性のある後方支援による「地域における相談力の底上げ」など、道における「ひきこもり支援」対策に係る課題への対応状況に注目したい。</p>	<p>○道では平成21年度から北海道ひきこもり成年相談センターを設置し、ひきこもりの第一相談窓口としての機能を果たすとともに、精神保健福祉センター、保健所などの関係機関と連携の上、全道の支援ネットワークの構築・普及啓発に努めています。(保健福祉部障がい者保健福祉課) ○上記センターは札幌市に所在し、道内各地における面談での個別相談には限界があるため、ひきこもり支援に携わる市町村等への後方支援を中心に、研修会、個別相談、ケース検討などを通じて北海道における「ひきこもり支援」のスキルアップを目指し、地域における相談力の底上げを図っていきます。 (保健福祉部障がい者保健福祉課)</p>
<p>(4)生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応 ① 2018年10月～2020年10月に三度に渡り行われた生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響について、実態把握を行い、その影響が及んでいる場合は、従前の基準に戻すとともに、今後とも影響を波及させないようにする。</p>	<p>○生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について、国では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しており、道では、この対応方針の趣旨を踏まえた適切な対応に配慮していただくよう、平成30年度以降、継続して、各市町村及び道の関係部局に対して通知しております。 【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■要請趣旨の周知徹底を継続している旨、前年と同一回答であるが、他制度への影響の実態把握と何らかの影響が及んでいる場合の善後策については示されていない。引き続き、道としての実態把握状況や課題への対策について確認する必要がある。</p>	<p>○生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について、国では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しており、道では、この対応方針の趣旨を踏まえた適切な対応に配慮していただくよう、平成30年度以降、継続して、各市町村及び道の関係部局に対して通知しております。 (保健福祉部地域福祉課)</p>
<p>② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や行政の各相談窓口を設置する。またコロナ禍においては、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するな</p>	<p>○生活保護制度について、今後とも、ホームページや保護のしおりを活用しながら制度の周知を図るなど、保護が必要な方々に確実かつ円滑に保</p>	<p>■前年とほぼ同一回答であり、道として要請内容に係る一定の対応が行われているものと思料する。</p>	<p>○また、生活保護については、各福祉事務所において、保護のしおりを活用の上、制度の仕組みについて十分な説明を行っております。 引き続き、保護のしおりや、自治体のHPを活用</p>

ど、運用の緩和を行う。	護が実施されるよう努めてまいります。 【保健福祉部地域福祉課】		する等して、周知を図ってまいります。 (保健福祉部地域福祉課)
③ 生活保護法の運用にあたっては、生活資金が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう、現場に徹底する。	○ 道では、これまでも相談に対して、適切に対応をすることや速やかな保護の決定等に取り組んできたところであり、今後も保護が必要な方々に確実かつ迅速に保護が実施されるよう、努めてまいります。 【保健福祉部地域福祉課】	■ 前年とほぼ同一趣旨の回答であり、道として要請内容に係る一定の対応が行われているものと思料する。	○ 国において、保護の申請相談にあたっては、申請者の窮状にかんがみ、資産等も含め、要否判定に直接必要な情報のみ聴取することとし、その他保護の決定実施などに必要な情報については、後日電話等により聴取すること等が示されたことから、道では、可能な限り保護の決定等が速やかに行われるよう、各福祉事務所に対して周知しております。(保健福祉部地域福祉課)
④ 生活保護の申請に対し行われる扶養照会は、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとしている」(2021年2月26日付社会・援護局保護課事務連絡)ことを踏まえ、最大限に柔軟かつ弾力的な運用を行う。	○ 扶養照会については、今後とも、要保護者に懇切丁寧に説明し理解を得るなど、きめ細やかな配慮をしながら、関係法令等の趣旨に沿って適切に対応してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】		
⑤ 住居のない要保護者について、無料低額宿泊所等の集団処遇施設に入居することを条件とする運用を改め、居宅保護を原則するとともに、居宅保護までの一時生活支援においても個室提供を原則とする。	○ 現に住居がない生活困窮者への保護の適用に当たっては、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、保護施設や無料定額宿泊所等において保護を行うこととされておりますが、単独で居宅生活が可能である者については必ずしも無料定額宿泊所等の入所を経る必要はないことから、関係法令等の趣旨に沿って適切に対応してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】	■ 回答内容を精査のうえ、必要に応じて要請を継続したい。	※ 新規要請項目につき前年回答無し
⑥ 生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善を図り、ケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求める。	○ 生活保護に関する業務は、法律・規則のほか、保護の実施要領をはじめとする数多くの通知に基づいて実施する必要があり、専門性を備えた職員による対応が求められることから、今後も福祉事務所における必要な実施体制の確保について国に要望してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】	■ 生活保護行政の動向に注目し、必要に応じて実施体制の確保に向けた要請を継続したい。	※ 新規要請項目につき前年回答無し
(5)子どもの貧困・虐待対策の強化 【重点項目】 ① 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化する。特に、コロナ禍により、格差・貧困の拡大が想定されるため、支援対策をきめ細かく行う。貧困の削減目標が具体的に設定されている第二期「北海道子どもの貧困対策推進計画」については、教育・福祉・労働等の関係部局の密接な連携のもと、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進し、設定した目標の達成に着実に取り組む。また、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定についても、北海道が目標とする全市町村での策定実施に向けた支援をすすめる。	○ 道では、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に基づき、教育・福祉・労働等の関係部局と連携し、各種施策に取り組んでいるところです。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化していることから、家計急変した世帯も含めた低所得の子育て世代への特別給付金による経済的支援のほか、ひとり親世帯への相談支援や各種支援策に関するパンフレットの配布等を行っております。 ○ また、市町村における貧困対策計画については、これまでも「計画策定の手引き」を作成・配布するなど支援を行ってきたところです。今後は、各振興局において策定に向けた具体的な相談に応じるとともに、子ども子育て支援計画との一体的な見直しを助言するなどして、全市町村での計画策定に向けて、着実に取組を進めてまいります。	■ 2018年の時点で子どもの7人に1人が貧困状態にあったとされているが、コロナ過により子どもを取り巻く状況はより厳しさを増しており、今や5人に1人が貧困状態にあるとも推定されている。また、調査研究からは経済格差が教育・学力格差につながっている実態も明らかとなるなど、当事者である子どもの「現在」の生活支援・教育支援が喫緊の課題となっている。道としての可及的速やかできめ細やかな対策が求められると同時に、具体的支援に際しては、子どもに必要な支援が直接、確実に届くような方策が必要であり、道としての対策の検討を要請したい。 ■ また、教育格差の抜本的解消のためには教育政策だけではなく貧困や少子化など福祉政策、さらにひとり親世帯の親の雇用形態や就労支援に係る労働政策とも連動する政策転換が必要であり、そ	○ 道では、第二期「北海道子どもの貧困対策推進計画」の策定に当たり、市町村や当事者であった方々、支援団体などから構成される子どもの貧困対策ネットワーク会議などにおいて外部の方々の御意見を伺い、子どもの現在及び将来が生まれ育った地域や環境に左右されないよう、必要な対策を盛り込んだところです。 ○ また、第二期計画では、子どもの居場所づくりの推進のほか、「ひとり親家庭の親の正規職員の割合」や「生活保護世帯や児童養護施設の子どもの大学等への進学率」について新たな数値目標を設定するとともに、市町村計画の策定に係る目標値を「全市町村」と設定したところであり、今年6月に新たに作成した「市町村子どもの貧困対策推進計画策定の手引き」を活用するなどして、市町村における計画の策定支援を進めながら、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進

	【保健福祉部子ども子育て支援課】	うした観点からも「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」で設定されている施策や数値目標の進捗、道における関係部局との連携状況に注目するとともに、市町村における推進計画の策定状況についても注視する必要がある。	に取り組んでまいります。 (保健福祉部子ども子育て支援課)
<p>【重点項目】</p> <p>② 「子どもの居場所づくり」の活動として全道的な広がりを見せている「子ども食堂」は、単に食事の提供に留まらず、様々な体験や学習の場として、さらに進路相談、いじめや不登校・家庭内暴力相談など「子どもの人権」に係る問題への対応等、多様な機能と役割を有している。「北海道子どもの貧困対策推進計画」では相談・教育・生活の支援に係る施策として「子どもの居場所」を全市町村に設置する目標が掲げられているが、北海道は、子どもの居場所づくり、さらに包括的な相談支援対策としての「子ども食堂」の有用性や可能性とその運営実態に鑑み、次の対策を講ずる。</p> <p>a. 安定した運営を確保するための運営資金の継続的な支援等、「支え合いが支えられる仕組み」を実施する。</p> <p>b. 「子ども食堂」に期待される専門性の高い役割・機能の発展に運営者が安心して応えられるよう、振興局単位での運営者の相談窓口の明確化と相談ネットワークを確立する。</p> <p>c. 「子ども食堂」への支援は、運営者のニーズに応える支援者とのマッチングが大切であり、支援者目線で支援者を募集するのではなく、運営者目線で運営者のニーズに沿った支援者とのコーディネーター機能が必要である。</p> <p>北海道においても、コーディネーターの派遣や電話による相談対応が実践されているが、他府県や札幌市においても始まっている「子供の居場所づくり」を促すため運営団体と支援者を結ぶコーディネーターの配置を振興局単位で実施する。</p>	<p>○ こども食堂等の子どもの居場所については、貧困対策のみならず、信頼できる大人との出会いや交流の場として、子ども達が成長していく過程におきまして大変重要な取組となっております。</p> <p>現在、子どもの居場所は多様な役割を期待されているところでありますが、道といたしましては、居場所において子ども達との交流を重ねることで見えてくる問題等に気づいた場合には、速やかに各種相談の窓口に繋いでいただくことが重要と考えております。</p> <p>○ また、市町村において、子どもの居場所を活用して支援ニーズの高い子どもを見守り、必要な支援に繋げることができる体制を整備する場合には、国庫補助事業による運営費補助が可能となっているところです。</p> <p>○ 道では、令和2年度から北海道貧困対策ネットワーク事業を実施しており、子どもの居場所の設置促進や運営支援のため、コーディネーター派遣や相談窓口の設置などの側面的な支援を行っております。</p> <p>また、子どもの居場所を運営している方やこれから運営したいと考えている方に向けて、事例紹介や地域の活動報告などを行う研修会を実施し、地域で活動されている方たちのネットワークを構築するとともに、道内で寄贈物品の配布や運営相談等の中間的支援を担っている団体とも連携協力し、支援体制の更なる強化のため、全道的なネットワーク構築に向けて取組を進めているところです。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>	<p>■ 食事の確保はもとより、子どもの居場所づくりの活動として全道で展開されている「こども食堂」の役割発揮に向けた各種支援要請については、子どもの居場所の設置促進や運営支援に向けたコーディネーター派遣や相談窓口の設置、地域におけるネットワーク事業の促進など道による具体的側面支援の内容については一定評価できるものとする。</p> <p>ただし、運営者と支援者のマッチングを図り、道が進める各種方策にきめ細やかに対応するためにも振興局単位でのコーディネーターや専任者の配置が必要と思われる。また、「子ども食堂」の安定した運営を確保するためには運営資金の支援も求められており、国の指針に基づく施策(補助金・交付金の活用や政府備蓄米の無償交付、管内市町村への周知等)の実践状況も含め、現状の側面支援の推移を見守りつつ要請を継続する必要があると判断する。</p>	<p>○ 子どもの居場所の多くは、地域の皆様方の思いから始まった取組であり、地域の実情や期待に応じて自主的に活動することが大切と考えていることから、道では、これまで「子どもの居場所づくりの手引き」の作成や支援の呼びかけなどにより、居場所の活動を後押しする取組を進めてきたところです。</p> <p>(保健福祉部子ども子育て支援課)</p> <p>○ 今年度からは、子どもの居場所の運営者や開設希望者を対象とした研修を実施するほか、設置の少ない地域や課題を抱える運営者に対するコーディネーターの派遣や電話による相談などを通じて、活動現場の様々な声を伺いながら、子どもの居場所づくりを積極的に促進してまいります。(保健福祉部子ども子育て支援課)</p> <p>○ また、道では今までも各振興局に設置している子どもの貧困対策地域ネットワーク会議などを活用し、市町村や民間団体、企業に対し、支援への協力を働きかけてきたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、5月に実施した緊急アンケートにおいて、特に、マスクや消毒液などといった感染防止用品の不足の声が多く寄せられたことから、ホームページを通じてこれらに対する支援を広く道民の皆様へ働きかけるとともに、ほっかいどう応援団会議のメンバーである道内企業から寄贈を受けた消毒用アルコールの配付を行ったところであり、今後も、地域ネットワーク会議を通じて地元企業などからの支援に繋げるための情報発信を行うなどして、地域の中で子どもを支える輪を一層広げるための支援に引き続き取り組みます。</p> <p>(保健福祉部子ども子育て支援課)</p>
<p>【重点項目】</p> <p>③ 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、2023年4月にかけて順次施行される改正児童虐待防止法・改正児童福祉法に基づき、北海道は、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化する。また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する。</p>	<p>○ 児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のためには、専門職員の増員など児童相談所の体制強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が情報共有し、緊密な連携の下で見守りを行い、必要な支援に繋げることが重要です。</p> <p>○ このため、道では、専門職員の計画的増員や、児童虐待対応など専門研修の実施により、児童相談所の体制強化を図るとともに、令和3年1月には、苫小牧市が開設する児童福祉複合施設に室蘭児童相談所の分室を開設したところです。</p> <p>○ また、地域の見守り支援機能が十分に発揮され</p>	<p>■ 道として要請内容に係る一定の対応が行われているものと思料する。</p> <p>児童虐待の問題はコロナ禍においてより深刻化している実態にあることから、引き続き、実効性のある予防・防止対策の実施状況や専門職員の計画的増員、相談体制の強化について、道の対応を注視する必要がある。</p>	<p>○ 児童虐待防止に向け、児童相談所の児童相談体制の強化を図るとともに、市町村をはじめとする地域の関係機関が緊密な連携の下、情報共有や支援を行うことが重要と考えています。</p> <p>(保健福祉部子ども子育て支援課)</p> <p>○ このため、引き続き、関係法令等をふまえた児童福祉司などの専門職員の計画的な増員を進めるほか、本年度より各児相に市町村支援を担当する児童福祉司を配置し、市町村に直接出向くなどして、要支援児童等の把握状況や支援内容などを確認し、助言指導を行っており、市町村が設</p>

	<p>るよう、令和2年度から各児童相談所に配置している市町村支援児童福祉司が直接市町村に向き、要保護児童対策地域協議会の機能充実に向けた支援を行っているほか、市町村職員向け研修の充実を図るなど、できる限り家庭に身近な場所で、子どもや家庭への支援が行われるよう、引き続き、児童相談所や地域の児童相談体制の強化に取り組んでまいります。</p> <p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>		<p>置する要対協の活性化を図るため、児相が実施する研修への参加を働きかけるなど、児相の相談体制の強化に取り組んでまいります。</p> <p>(保健福祉部子ども子育て支援課)</p>
<p>【重点項目】 (6)フードバンク活動の促進 ① 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行および「食品ロス削減推進基本方針」（2020年3月31日閣議決定）を踏まえ、2021年3月に策定された「北海道食品ロス削減推進計画」では、未利用食品等の有効活用を促進する取組みの柱としてフードバンク活動を実施する団体への食品等の提供が明示されている。 北海道は、同推進計画に基づき、フードバンクの活動が継続的・安定的に発展できるよう、道内で活動するフードバンク団体との連携強化を図るとともに、推進計画において課題認識として示されているフードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成など）に向け、国による補助事業の実施等を踏まえた支援策を拡充する。また、供給される食品の衛生管理・物品管理などの責任のあり方に係る課題についても、行政としての積極的な関与と側面支援を実施する。 そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保する。</p> <p>【3月2日付で以下内容（概略）について照会】 ◇ 行政として積極的な関与と支援が必要と判断される課題に対する対応スタンス（課題解決に向けた方途・支援の方向性等）について改めて回答を求めたい。</p>	<p>○ 食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する取組であることから、道では、本年3月に「北海道食品ロス削減推進計画」を策定し、関係部局と連携して取組を進めております。</p> <p>○ この計画においては、本道の食品ロスを削減し、「めざす姿」を実現するため、消費者、食品関連事業者等、関係機関・団体、行政などが相互に連携し、食品ロスを発生させないよう、道としては、道民への普及啓発として、食品ロス削減セミナーの開催、高校・大学等への出前講座の実施、年末年始の食べきりキャンペーンの実施や食品関連事業者と協働した取組などを行っております。</p> <p>そうした中で、フードバンク活動は、未利用食品等を有効活用した食品ロスの削減につながる取組の一つであり、食品関連事業者等や消費者などの理解の促進を図ることにより、フードバンク活動団体への未利用食品の提供を促進するなど、国の事業も活用しながら、食品ロス削減の推進に取り組んでまいります。</p> <p>【農政部食の安全推進局食品政策課】</p> <p>※下線部分回答調整中⇒2月17日付で以下回答あり</p> <p>○ フードバンクの推進については食品ロス関連に関わるものについては上記(6)①で回答したとおりとなっており、その他については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>※3月9日付で以下回答あり</p> <p>○ 既に回答のとおり、フードバンクの推進については食品ロス関連に関わるものについては上記(6)①で回答したとおりとなっており、その他については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■ 道として未利用食品等を有効活用した食品ロスの削減を図るうえで、フードバンク団体との連携を強化し活動を促進するメリットは非常に大きいと考える。食品ロス削減を有効に推進するためには、策定された「北海道食品ロス削減推進計画」に基づくフードバンクと行政との具体的連携や活動支援（基盤整備や周知啓発等）は不可欠であり、そうした連携や支援の実施状況と道が推進計画で掲げる取組み内容との整合性について、引き続き着目する必要がある。</p> <p>特に、推進計画において道が課題として認識し示しているフードバンク団体の基盤強化や食品の衛生管理や物品管理に係る責任の在り方については、行政としての積極的な関与と側面支援が必要な課題と思料する。回答において具体的言及がなかったのは遺憾であるが、こうした課題に対する道としての対応スタンス（具体的な方向性）について改めて確認し要請を継続したい。</p>	<p>○ 北海道は、恵まれた土地資源や自然環境を生かし、我が国最大の食料供給地域として、安全・安心な食料を供給する重要な役割を担っており、食品ロスの削減は、食育の推進やSDGsの達成に資する取組であることから、道では、現在、「北海道食品ロス削減推進計画」の策定を進めています。（農政部食の安全推進局食品政策課）</p> <p>○ また、この計画においては、食品ロス削減運動を行うための基本方針の一つとして、「未利用食品等を有効活用する取組の推進」を掲げ、食品関連事業者等や消費者のフードバンク活動への理解促進、活動団体との連携強化、取組の促進を盛り込む予定としています。（農政部食の安全推進局食品政策課）</p>
<p>② フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づける。生活困窮者支援に関わる行政や</p>	<p>※現在回答調整中⇒2月17日付で以下回答あり</p> <p>○ フードバンクの推進については食品ロス関連に関わるものについては前要請項目で回答したと</p>	<p>■ 既にフードバンク等が中心となり実施されている生活困窮者向けの食糧支援をはじめ、災害時の被災者への食糧提供においてもフードバンクと</p>	<p>○ 当該要請項目は、複数部署に関わる項目であり、引き続き調整をさせていただきます。（経済部労働政策局雇用労政課）</p>

<p>様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、担当部署を明確化したうえで福祉・環境政策とも連携した施策を推進する。</p>	<p>おりとなっており、その他については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>の連携を深めることは有効であり、福祉・災害時対応において、行政の機能を補完する見地からフードバンクの活動を積極的に取り入れた食糧支援システムの構築が必要と考える。</p> <p>食品ロス削減の推進とも連動する形でこうしたシステムを構築し有効に機能させるためには、行政の部門横断的対応が必須である。福祉・環境分野における一体的政策として民間の力を有効に活用し実効性を高める意味からは縦割り行政の調整・指導セクションが必要であり、こうした観点からの相談・支援窓口の一本化は必然のものと思料する。</p> <p>フードバンク活動の役割と有用性についての社会的認知度が高まる中で回答が保留されていることは極めて遺憾であり、全体を俯瞰した建設的かつ速やかな対応についての要請を継続したい。</p>	
<p>(7) 自死・多重債務対策等</p> <p>① 国内の 2020 年度自殺者数が 11 年振りに増加に転じ、特に子どもや若者、女性の増加率が顕著となっている。北海道においては、前年比 21 人減の 950 人とわずかに減少したものの依然多くの尊い命が失われており、今後コロナ禍が長引くにつれてさらに深刻な事態になることも懸念される。こうした実態に鑑み、北海道は、改正自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき策定された「北海道自殺対策行動計画」を強力かつ迅速に推進し、「北海道自殺対策連絡会議」等の充実を図ることで、自死者 30%以上削減とする計画目標を早期に達成する。</p>	<p>○ 道では、改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で計画期間とした「第 3 期北海道自殺対策行動計画」を平成 30 年 3 月に策定し、11 の重点事項と 49 の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。</p> <p>○ この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」、各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。</p> <p>【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】</p>	<p>■ 前年とほぼ同一回答であり、道として要請内容に係る一定の対応が行われているものと評価したい。コロナ禍が長期化するなかで、子どもや若者、女性の自殺者増加が懸念されることから、各種計画に基づく対策はもとよりコロナ禍でのきめ細やかな相談対応や啓発活動等、施策の実施状況を注視したい。</p>	<p>○ 道では、改正自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で計画期間とした「第 3 期北海道自殺対策行動計画」を平成 30 年 3 月に策定し、11 の重点事項と 49 の具体的取組を、国の地域自殺対策強化交付金を有効に活用しながら、進めていくこととしています。</p> <p>(保健福祉部障がい保健福祉課)</p> <p>○ この計画において、施策の総合的な展開に向けた検討・協議を行うため、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」や自殺対策関係部局による「自殺対策庁内会議」、各保健所圏域ごとで「自殺対策地域連絡会議」などを毎年開催しており、こうした会議などを通じて、計画に基づく施策を着実に実施してまいります。(保健福祉部障がい保健福祉課)</p>
<p>② 北海道では、若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されている SNS 相談活動について試行実施し、相談件数の実績や実施期間の拡充等の施策からも一定の成果を収めている。引き続き、この間の相談対応による具体的成果や課題を踏まえた、より効果的な相談体制を検討のうえ相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止する。</p> <p>また、若年層からの SOS の出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実をはかるとともに、相談対応を主体的に担う活動を展開する民間委託先団体の相談員研修等が、コロナ禍においても適切に実施され体制が維持できるようサポートする。</p>	<p>○ 昨年度実施した「SNS を活用した相談体制の検討事業」の実施結果については、当課のホームページで公表しています。</p> <p>○ 今年度は、6 月 21 日から 3 月 28 日までの毎週月曜日と、長期休業前後の 7 月 19 日から 9 月 6 日まで及び 1 月 10 日から 2 月 5 日までの毎日の計 114 日間に期間を拡充し、事業を実施しているところ。</p> <p>○ また、今年度から道保健福祉部では「北海道こころの健康 SNS 相談」を実施しており、いじめや自死防止へ向け、効果的な相談体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>【教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課】</p>	<p>■ 「SNS を活用した相談体制の検討事業」の実施については、実施期間の拡充（一昨年度 41 日・昨年度 66 日・今年度 114 日）等、この間の道の対応を評価したい。引き続き、この間の成果を活かしつつ課題とされる相談対象・相談時間の拡大、相談内容への緊急対応、周知の強化等への積極的対応に期待したい。</p> <p>また、相談体制の充実については、今年度から道が実施する「北海道こころの健康 SNS 相談」の相談状況に注目するとともに、具体的回答が示されていない相談対応を主体的に担う民間委託先団体へのサポート状況についても実態を確認のうえ必要に応じて道に対する要請を継続したい。</p>	<p>○ 昨年度実施した「SNS を活用した相談体制の検討事業」の実施結果については、当課のホームページで公表しています。</p> <p>(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)</p> <p>○ 昨年度は、公立高校生を対象に 7 月 22 日から 8 月 31 日まで実施し、1,337 件の相談が寄せられ、アンケートの結果などからも一定の成果が見られたと考えております。</p> <p>(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)</p> <p>○ 今年度は、6 月 22 日から 3 月 29 日までの毎週月曜日と、長期休業明けの 8 月 17 日から 8 月 31 日まで及び 1 月 15 日から 1 月 29 日までの毎日の計 66 日間に期間を拡充し、事業を実施しているところ。</p> <p>(教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)</p> <p>○ 本事業における相談対応の具体的な成果や課題</p>

			を踏まえ、より効果的な相談体制の在り方について検討を進め、児童生徒が抱える様々な悩みを訴えやすい多様な相談体制の充実に取り組んでまいります。 (教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課)
③ 相談体制が徐々に強化される中、「相談の次」に求められるのは多様な受け皿であり、様々な形の居場所（リアルやネットによってつながる機会）の拡充に必要な費用（人件費や環境整備等）を確保する。また委託団体の実績に応じて複数年度の委託も視野に入れて体制強化を図る。	※現在回答調整中⇒2月10日付で以下回答あり ○北海道地域自殺対策強化事業では、市町村等の実施する若者をはじめとする住民の孤立防止やメンタルヘルス向上を支援するための傾聴サロン等の居場所づくりに対して補助を行っています。また、事業実績や事業計画を精査し、北海道における更なる自殺対策の強化に資する事業に対し、補助を行うこととしています。 【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】	■道として要請内容に係る一定の対応が行われているものと思料する。引き続き、相談の事後対応に係る多様な受け皿の拡充に向けた対策の継続強化を望みたい。	※新規要請項目につき前年回答無し
④ 引き続き、北海道として「多重債務相談強化キャンペーン」と連動した啓発活動、相談・支援活動を積極的に展開するとともに、多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、北海道多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携をはかる。また、ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかる。	○北海道においては、国（多重債務者対策本部）が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンに併せて、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活債権の支援を図っているところです。 ○また、相談会の開催にあたっては、新聞への広告掲出やメディアの協力を得た広報など積極的な周知を行っております。 ○今後とも、北海道多重債務者対策協議会構成員をはじめ、関係機関と連携した取組を進めて参りたいと考えております。 ○更に、道内でのヤミ金撲滅の取組につきましても、北海道多重債務者対策協議会などの場を活用した情報収集や交換に努めるとともに、警察への情報提供を積極的に行うよう努めてまいります。 ○また、貸金業法に基づく貸金業者に関しては、北海道内にのみ店舗を有する事業者について本道が登録・監督業務を所管（所管課：消費者安全課）しており、金融庁・各財務局・日本貸金業協会など関係機関と連携し、日々事業者の適法な業務実施について監督・検査を行っているところです。 ○今後、必要に応じて北海道多重債務対策協議会構成員とも連携の上、貸金業者の脱法行為を許さないよう、適切に事業者の監督・検査を行って参りたいと考えております。 【環境生活部消費者安全課】	■前年と同一回答であり、道として一定の対応が行われているものと思料する。引き続き、北海道多重債務対策協議会等との連携を密にしたヤミ金撲滅に向けた一層の対策強化を求めるとともに、道における各種取組みの実践状況に注目していきたい。	○道では、国（多重債務者対策本部）が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンに併せて、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活再建の支援を図っているところです。（環境生活部消費者安全課） ○また、相談会の開催にあたっては、新聞への広告掲出やメディアの協力を得た広報など積極的な周知を行っております。（環境生活部消費者安全課） ○今後とも北海道多重債務者対策協議会構成員をはじめ、関係機関と連携した取組を進めて参りたいと考えております。（環境生活部消費者安全課） ○更に、道内でのヤミ金撲滅の取組につきましても、北海道多重債務者対策協議会などの場を活用した情報収集や交換に努めるとともに、警察への情報提供を積極的に行うよう努めてまいります。（環境生活部消費者安全課） ○また、貸金業法に基づく貸金業者に関しては、北海道内にのみ店舗を有する事業者について道が登録・監督業務を所管（所管課：消費者安全課）しており、金融庁・各財務局・日本貸金業協会など関係機関と連携し、日々事業者の適法な業務実施について監督・検査を行っているところです。（環境生活部消費者安全課） ○今後、必要に応じて北海道多重債務対策協議会構成員とも連携の上、貸金業者の脱法行為を許さないよう、適切に事業者の監督・検査を行って参りたいと考えております。（環境生活部消費者安全課）
⑤ 多重債務の誘発が懸念されるカジノ解禁について、北海道は、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、カジノを誘致しない。	○IR誘致の取組を進めていく上で、MICEを含む施設運営や、交通ネットワークを最大限活かした送客機能といった道内経済の活性化のあ	■多くの集客による地域経済への波及効果が見込まれるMICEの強化は、道においても重要な政策課題と認識するが、カジノも含めたIR（統合	○国においては、現在、IR整備のための基本方針の決定に向け、ギャンブル等依存症対策の充実や、感染症対策を含むIR施設の安全の確保に関

	<p>り方、感染症対策、さらにはギャンブル依存症をはじめとする社会的影響対策などが整理すべき課題であると認識しております。</p> <p>○ I Rは、民間投資や観光消費など、本道の発展に寄与する大きな可能性が期待されることから、他の自治体の取組状況なども注視しながら、北海道らしいI Rコンセプトの構築に向け、引き続き検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【経済部観光局観光振興課】</p>	<p>型リゾート)構想に組み入れることなくMICE単独で推進する方法も検討すべきと考える。</p> <p>カジノ解禁・施設誘致によりギャンブル依存症の増加や反社会的勢力の介入などの問題が生じるおそれが指摘されているが、こうした懸念に対する冷静な分析と対応が求められることは言うまでもなく、今後の道の対応に大いに注目する必要がある。</p>	<p>する議論を行っているところです。</p> <p>(経済部観光局)</p> <p>○ 道としては、I Rに関する需要や、国における基本方針の検討状況など、今後の動向を注視しながら、候補地の特定に向け幅広く検討を行い、北海道らしいIRのコンセプトの構築に向け、計画的に取り組んでまいります。(経済部観光局)</p>
<p>⑥ 改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資については、政府の多重債務問題に関する有識者懇談会でも指摘されている。また、コロナ禍による収入減に付け込み、利息制限法の適用を逃れる給与ファクタリングや後払い・ツケ払い現金化サービス等を行う新たなヤミ金業者が横行しつつある。北海道においても、多重債務の防止に向けて、啓発活動をはじめ必要な対応をはかる。</p>	<p>○ 北海道においては、銀行カードローンや消費者金融などからの借入れを原因とする多重債務の防止や債務整理に関する相談窓口の啓発、給与ファクタリングといったヤミ金融に係る注意喚起などについて、リーフレットの作成・配布、ホームページを通じた広報等を行っているほか、道立消費生活センターにおいては、多重債務に陥る注意点や解決策をわかりやすく示した啓発用パネルやDVDの適格消費者団体や市町村等への貸出等を行っております。</p> <p>○ また、国(多重債務者対策本部)が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンの期間中、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活再建の支援を図っているところです。</p> <p>○ 引き続き、北海道多重債務者対策協議会の場などを活用し、関係機関との連携を図るとともに、本件に係る消費者への啓発活動等の対策に努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部消費者安全課】</p>	<p>■ 前年とほぼ同一回答であり、道として新たなヤミ金業者に係る注意喚起も含め一定の対応が行われているものと思料する。</p> <p>対策の継続が求められるが、特にコロナ禍の影響に伴い休業・退職や解雇に追い込まれた勤労者が収入減少により安易に借入を繰り返したりヤミ金業者を利用することで多重債務に陥らないよう、各種補償・支援制度の周知と併せて多重債務の防止に向けた啓発活動を強化する必要がある。</p>	<p>○ 道では、銀行カードローンや消費者金融などからの借入れを原因とする多重債務の防止や債務整理に関する相談窓口の啓発などについて、リーフレットの作成・配布、ホームページを通じた広報等を行っているほか、道立消費生活センターにおいては、多重債務に陥る注意点や解決策をわかりやすく示した啓発用パネルやDVDの適格消費者団体や市町村等への貸出等を行っております。(環境生活部消費者安全課)</p> <p>○ また、国(多重債務者対策本部)が中心となって設定している多重債務相談強化キャンペーンの期間中、弁護士会・司法書士会・北海道財務局と共催し借金無料相談会を道内各地で実施し、多重債務者の債務整理や生活再建の支援を図っているところです。(環境生活部消費者安全課)</p> <p>○ 引き続き、北海道多重債務者対策協議会の場などを活用し、関係機関との連携を図るとともに、本件に係る消費者への啓発活動等の対策に努めて参ります。(環境生活部消費者安全課)</p>
<p>(8)住宅セーフティネットの拡充</p> <p>① 改正住宅セーフティネット法に基づく新たな住宅セーフティネット制度の周知を徹底し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅を増やすとともに、家賃低廉化補助を拡充する。また、同制度を機能させるために、引き続き、居住支援協議会の設置や居住支援法人の指定を促進し、それらの活動への支援を強化する。</p>	<p>○ 道ではホームページ等でセーフティネット住宅制度の周知に努めており、道内では15,891戸のSN住宅が登録されており、登録戸数は全国都道府県で13位となっています。(2021.11.22現在)今後も引き続き制度の周知を図っていくほか、家賃低廉化補助の拡充についても、国に要望を続けてまいります。</p> <p>○ セーフティネット制度の周知については、全道市町村が構成員に含まれる北海道居住支援協議会などにおいて周知しており、また、市町村における居住支援に関しては、本別町、旭川市、札幌市にて居住支援協議会が設立されました。</p> <p>○ 今後も多くの地域においても居住支援協議会が設立されるよう情報提供を行うなど、住宅セーフティネット制度の周知を行います。</p> <p>○ 居住支援法人につきましては、今年度新たに2法人を指定し、令和3年10月末時点で28法人を指定しております。引き続き、居住支援法人についての周知を行い、指定を促進してまいりま</p>	<p>■ 回答内容からは、SN住宅の登録戸数や居住支援法人の指定数など道としての対応が一定進んでいるものと評価したい。引き続き、同制度を機能させる観点から、道による市町村における居住支援協議会設置や居住支援法人指定の促進と活動支援の継続に期待したい。</p>	<p>○ 道では、昨年12月に旭川市で、旭川市居住支援協議会と連携し、市町村職員や不動産事業者などに対して、セーフティネット住宅や家賃低廉化補助等の制度概要の説明などを行ったほか、市町村社会福祉協議会に対して、制度説明のパンフレットを送付するなど、新たな住宅セーフティネットの周知に取り組んでいます。</p> <p>今後も引き続き説明会を開催するなど、「新たな住宅セーフティネット制度」の普及啓発を図り、道民の皆様の安全・安心な居住の確保に取り組みます。(建設部建築指導課)</p> <p>○ 居住支援協議会につきましては、昨年12月に旭川市、今年1月には、札幌市で居住支援協議会が設立されましたが、今後も多くの地域においても居住支援協議会が設立されるよう、北海道居住支援協議会などを通じて働きかけてまいります。(建設部建築指導課)</p> <p>○ 居住支援法人につきましては、今年度新たに11法人を指定し、令和2年10月末時点で、合計24</p>

	す。 【建設部建築指導課】		法人を指定しております。引き続き、説明会などにおいて、居住支援法人の周知を行い、指定を促進してまいります。(建設部建築指導課)
② コロナ禍における住宅支援策として以下の対策を行うこと。 a. 経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への追い出し行為を行わないよう、公的住宅での家賃減免・猶予制度を積極的に活用するとともに、民間賃貸住宅の家主に対しても損失を補償するなどの支援を行う。 b. 行政の保有する居住施設や公的住宅(公営・UR・公社)の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPOや居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行う。 c. 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供する。	○ 道営住宅では、入居者の収入が著しく低額である場合などには、家賃の減免をしているほか、入居者又は同居者が病気にかかっているときや、災害により著しい被害を受けたときには、家賃の徴収を猶予しているところです。 ○ 札幌市内を除く道営住宅では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を理由に雇用先から解雇され、社員寮や社宅などから退去を余儀なくされる世帯に対して、最低家賃負担額である月額4,800円で提供しているところです。 【建設部住宅局住宅課】 ※一部回答調整中(C)⇒2月17日付で以下回答あり ○ 下線部の要請項目については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。(その他の事項については前回回答したとおり) 【経済部労働政策局雇用労政課】	■ 道営住宅入居者については、経済状況等に応じた家賃減免・徴収猶予などの対策が実施されており、また、コロナ禍の影響による住宅喪失世帯に対しては最低家賃負担額で道営住宅を提供するなどの住宅支援策も実施されている旨回答で示されているが、民間賃貸住宅の家主に対する損失補償、SN住宅の借り上げ・無償提供については具体的言及がなかった。 困窮から住居を喪失した人を幅広くサポートする対策が求められるが、とりわけコロナ禍が長期化する中で、道に対しては改めて住宅喪失世帯の最低家賃負担額の免除をはじめ今所要請内容の検討を求めたい。	※ 新規要請項目につき前年回答無し
③ 高齢者の居住用資産の有効活用により生活の安定・向上をはかるため、リバースモーゲージ制度の普及に向けた支援を講ずる。	※現在回答調整中⇒2月7日付で以下回答あり ○ 当該要請項目については、直接所管する課がないため、回答することが難しい状況です。 【経済部労働政策局雇用労政課】	■ 要請内容については再検討を要するものと判断する。	※ 新規要請項目につき前年回答無し
【重点項目】 (9)「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進と制度拡充 ① 格差・貧困問題の解消に向け、低所得勤労者の生活安定と福祉向上を目的とする当該融資制度の普及はきわめて有用であり、利用促進に向けた対策(制度の改善・広報)の継続と強化が求められる。感染症の影響が拡大する中で道が実施した取扱金融機関へのヒアリング結果では、相談件数は大幅に伸びている(潜在的資金需要はある)が申込利用には至っていない現状や勤続年数要件に係る要望が寄せられているとのことであつたが、こうした課題に加えコロナ禍の影響や金融情勢を踏まえた金利水準の引き下げなど、引き続き、関係団体との連携・協働を図る中で利用促進に向けた実効性のある対策を講ずる。	○ 道では、「勤労者福祉資金融資制度」の利用促進に向け、令和3年度から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した勤労者に対しての保証料免除を行っています。 また、北海道勤労者信用基金協会の保証に係る勤続年数要件の見直しについては、引き続き、同協会等と見直しについて協議を行います。 【経済部労働政策局雇用労政課】	■ この間の継続要請に対し、認知度向上と円滑な利用促進に向けた建設的かつ具体的な対策が示されなかったことは極めて遺憾と考える。 当該融資制度は、道としても生活資金に不安のある勤労者の福祉向上に資する制度として位置付けているものと思料するが、「中小企業従業員」とする融資対象の制限が利用促進の弊害となっていることも想定される。 道に対しては、項番②で要請している利用対象者要件の見直しによる制度対象者の拡大を図ること併せて、金利水準の引き下げ等制度の改善を図ること、また、制度の認知度向上と利用促進に向けた事業所向け「制度リーフレット」の継続配布、公共施設・交通機関内での広告の追加、制度の利用が進んでいない若年層の認知度向上を図るための「SNS」「Webページ」での広報の強化、脱炭素社会の実現に向けたペーパーレスの観点から必要書類の一部簡素化など、アフターコロナを見据えつつ、真により多くの道民・勤労者の福祉向上に資する制度とすべく、制度内容の拡充と利用促進に向けた実効性のある対策を引き続き求める必要がある。	【利用低迷の要因分析等について】 ○ 感染症の拡大が道内経済に大きな影響を及ぼす中、道では、勤労者福祉資金の利用を促進するため、令和2年1月から道の広報媒体を活用したPR活動や取扱金融機関の訪問を実施しており、勤労者福祉資金については、相談件数が大幅に伸びているが、融資成立件数、融資金額の増加につながっていない現状にあります。 また、電話相談や金融機関との意見交換のなかで寄せられた意見として、利用を希望する勤労者で勤務歴が1年以内の方が融資の対象とならない状況について、制度の見直しを求める声もあると承知しており、信用保証機関や取扱金融機関等の声も踏まえながら、適切に対応してまいります。(経済部労働政策局雇用労政課)
② 当該融資制度を利用できる正規常用労働者は、33年間変わらず「中小企業」勤務が条件となっているが、「中小企業従業員」以外にも低所得労	○ 今回要請のありました、中小企業従業員から勤務先を制限しない「勤労者」への勤労者福祉資金の融資対象者への拡充について、道の勤労者福	■ 継続要請項目であるが、前年回答と同様に対象者の拡充に係る道としての主体的見解や方途が示されなかったことは極めて遺憾である。	【融資対象者について】 ○ 他都府県について調査したところ、全体の6割が融資制度を設けていない、または、道と同水準

<p>働者が多く存在する現代社会において、勤務先で対象者を限定することに正当な理由は見いだせず、経済的弱者を公平・平等に支援する制度とは言い難い実態にある。</p> <p>北海道民向けホームページの「新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧」の貸付制度項目に明示されていることから、道としても当該融資制度を生活資金に不安のある勤労者の福祉向上に資する制度として位置付けているものと思料するが、融資対象の制限が利用促進（金融支援）の弊害となっていることも想定される。</p> <p>ついては、対象者とする正規常用労働者の定義を「中小企業従業員」から勤務先を制限しない「勤労者」に変更する。（年収要件は従来通り 150万円～600万円）</p> <p>【3月2日付で以下内容（概略）について照会】</p> <p>☆ ①現行制度の勤務先条件でカバーされない法人等の道内就業者数ほどの程度なのか、②利用対象者を勤務先の規模や種別で制限せず幅広く対象とすることの問題点は何か、について改めて回答願いたい。</p>	<p>社資金の電話相談窓口に要望は少なく、金融機関からの要望も寄せられてはいない状況ですが、類似している生活福祉資金貸付の特例措置の取り扱いや融資状況、民間金融機関の個人向け商品の取扱状況も踏まえながら、適切に対応してまいります。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <p>※3月9日付で以下回答あり</p> <p>○ 国で5年ごとに全国で実施している就業構造基本調査（H29）で、道内において、その他の法人・団体に区分される経営組織への職員・従業員数は384,600人と公表されております。</p> <p>○ 道内勤労者の資金ニーズについて、複数の金融機関からは、コロナ禍に対応して無保証・無利子の生活支援資金制度の特例措置が継続するなかで、個人向け生活資金ローンや勤労者福祉資金の需要は大幅に減少していると聞いております。</p> <p>仮に利用対象者を拡充する場合には、拡充する対象者数に応じた予算の増額が必須ですが、予算増額に必要な当事者ニーズに係る具体的なデータをこのような状況で入手することは困難であり、拡充の検討のために必要なデータの入手には、特例措置の終了、融資環境の正常化が前提となると考えております。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>中小企業に準ずる規模の法人等事業所に勤務する勤労者数は相当数に上るものと推測されるが、広く道内勤労者の資金ニーズに応え福祉向上に資する観点から、利用対象者を勤務先の規模や種別で制限せず幅広く対象とすることの何が問題なのか、また、現行の勤務条件でカバーされない法人等に従事する勤労者の実態（法人別の就業者数等）はどのようになっているのか等、道に対しては要請趣旨の妥当性も含めて改めて質す必要がある。</p> <p>■ 道が推進する各種政策においては「多様な主体」との連携が標榜されているが、多様な主体には社会福祉法人やNPO法人等、中小企業以外の事業団体も含まれるものと思料する。道が連携を模索する多様な主体に従事する勤労者、さらに多様な働き方を実践する労働者を本制度の埒外とすることは政策的に矛盾するものであり、真に広く道民・勤労者の福祉向上に資する道の金融支援制度とするためにも、関係団体の状況や生活福祉資金の特例貸付の動向把握等に止まることなく大局的見地から利用対象者の見直しや金利水準の見直しなどの制度改善に向けた道としての主体的かつ具体的な回答を求めたい。</p> <p>※ 生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の申請期間は2022年3月末をもって終了予定</p>	<p>の制度を設けていることがわかりました。</p> <p>（経済部労働政策局雇用労政課）</p> <p>○ 雇用形態に係わらない勤労者を融資対象者とする「生活福祉資金貸付」（北海道社会福祉協議会が実施）が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の資金需要に応えるため、特例措置として無利子・無担保・無保証の取り扱いとしたことから、その資金の利用者が大幅に増加している状況です。</p> <p>今回要請のありました、中小企業従業員から勤務先を制限しない「勤労者」への勤労者福祉資金の融資対象者への拡充については、類似している生活福祉資金貸付の特例措置や融資実績、民間金融機関の個人向け商品の取扱状況も踏まえながら、適切に対応してまいります。</p> <p>（経済部労働政策局雇用労政課）</p>
<p>③ 教育資金の融資限度額および融資期間は、他の資金用途と同様に120万円：8年と定められているが、必要額との乖離が大きい実態にある。経済的な理由による就学断念や、高金利ローン利用による家計破綻を防止すべく教育資金に係る制度の拡充を求める。</p>	<p>○ 電話相談や金融機関との意見交換のなかでは、教育以外の用途も含めた上限額の増加について要望は寄せられておらず、当融資の実績単価金額についても横ばいの状況ですが、今後も顧客や事業者の声、民間金融機関の個人向け商品の取扱状況も踏まえながら、適切に対応してまいります。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■ 利用促進に向けた本制度の拡充を求める観点から内容を精査しつつ要請を継続したい。</p>	<p>【教育資金について】</p> <p>○ 電話相談や金融機関との意見交換のなかでは、教育以外の用途も含めて上限額の増加について要望は寄せられていないが、今後も顧客や事業者の声、民間金融機関の個人向け商品の取扱状況も踏まえながら、適切に対応してまいります。</p> <p>（経済部労働政策局雇用労政課）</p>
<p>4. 消費者政策の充実強化</p>			
<p>(1) 地方消費者行政の充実・強化</p> <p>北海道は、道内の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、道内消費者行政</p>	<p>○ 道では、これまで、地方消費者行政担い手育成事業の実施や道立消費生活センターによる市町村における苦情相談に対する支援などを通じて、地域における消費生活相談窓口の維持・向上や、</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、道として一定の対応が行われているものと思料する。</p>	<p>○ 道では、これまで、地方消費者行政担い手育成事業の実施や道立消費生活センターによる市町村における苦情相談に対する支援などを通じて、地域における消費生活相談窓口の維持・向上や、</p>

<p>の充実・強化をはかる。 また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、北海道としても自主財源の増強を含め、消費者行政予算を確保する。</p>	<p>相談員をはじめとする人材の確保・育成等に取り組んでいます。 ○また、「地方消費者行政強化交付金」については、地方消費者行政の充実・強化のため、全国知事会等とも連携し、交付金の総額確保はもとより、交付率のかさ上げなど財政支援の充実を要望しているところ。 今後も引き続き、国に交付金の充実などを要望していくとともに、同交付金を活用しながら、道内の消費者行政が充実・強化されるよう取り組んでまいります。 【環境生活部消費者安全課】</p>		<p>相談員をはじめとする人材の確保・育成等に取り組んでいます。(環境生活部消費者安全課) ○また、「地方消費者行政強化交付金」については、地方消費者行政の充実・強化のため、全国知事会等とも連携し、交付金の総額確保はもとより、交付率のかさ上げなど財政支援の充実を要望しているところ。 今後も引き続き、国に交付金の充実などを要望していくとともに、同交付金を活用しながら、道内の消費者行政が充実・強化されるよう取り組んでまいります。(環境生活部消費者安全課)</p>
<p>(2)消費者団体の公益的活動に対する支援 道内で唯一適格消費者団体の認定を受けている「NPO 法人消費者支援ネット北海道」は、訴訟制度により消費者の財産的被害を回復することができる「特定適格消費者団体」を目指し、7月15日に内閣総理大臣に対し認定の申請を行っている。 北海道は、これまでの同法人による公益的な活動の社会的意義を高く評価しているが、引き続き、国内で4団体目となる「特定適格消費者団体」認定に向けた財政面・情報面での最大限の協力と支援を行い、道内における新たな訴訟制度の更なる実効性を確保する。</p>	<p>○「NPO法人消費者支援ネット北海道」にあつては、事業者への申入れや違法行為の差止めに関する活動、さらには消費生活相談員向けの分かりやすい解説資料の作成などを活発に実施していただいております。訴訟案件になったものは、概ねホクネット側の主張に沿った形で和解が成立するなど、適格消費者団体として十分な成果を上げているものと認識しています。 ○同団体は、本年10月20日に、国内で4団体目となる「特定適格消費者団体」として認定されたところ。 ○道においては、国の地方消費者行政強化交付金の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、引き続き、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、適格消費者団体の行う活動を支援してまいります。 【環境生活部消費者安全課】</p>	<p>■ 前年とほぼ同一回答であり、道として「NPO 法人消費者支援ネット北海道」の公益的活動の成果を十分に認識し、協力が継続されているものと評価したい。当該法人は国内で4団体目となる「特定適格消費者団体」として認定されたが、引き続き、当該団体をはじめとする消費者団体との連携により複雑化する消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止の推進強化を求めたい。</p>	<p>○「NPO法人消費者支援ネット北海道（以下、「ホクネット」とする）」にあつては、事業者への申入れや違法行為の差止めに関する活動、さらには消費生活相談員向けの分かりやすい解説資料の作成などを活発に実施していただいております。訴訟案件になったものは、概ねホクネット側の主張に沿った形で和解が成立するなど、適格消費者団体として十分な成果を上げているものと認識しています。 ○同団体では、現在、認定申請に向け準備を進めていると承知しており、随時、事務局から進捗状況や課題等の報告・相談があるところです。 ○道においては、国の地方消費者行政強化交付金の動向を踏まえ、当該法人の意向も勘案しながら、引き続き、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、適格消費者団体の行う活動を支援してまいります。 (環境生活部消費者安全課)</p>
<p>【重点項目】 (3)地域における消費者教育の推進 北海道は、「消費者教育の推進に関する基本方針」さらに「第3次北海道消費生活基本計画」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進める。特に、2022年4月1日から施行される成年年齢の18歳への引き下げについて、情報の周知を図るとともに、若年層への消費者教育の充実・強化を図る。また、増加する高齢者単独世帯への対策、SDGs 目標に沿った「エンカル消費」の啓発等、消費者育成の施策を継続・強化する。</p>	<p>○消費者教育の推進に当たって、道では、国の基本方針を踏まえつつ、地域社会における消費者問題に対する解決力の強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するため、消費者を対象に講座やセミナーを開催しており、市町村においても、様々な取組が進められていると承知をしているところ。 今後も国の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、消費者教育が充実・強化されるよう取り組んでまいります。 ○また、2022年4月1日から施行される成年年齢の18歳への引き下げを見据え、現在、授業等で活用していただけるよう、高校生向け消費者教育教材を各高校に配付しており、こうした取組に加え、若年者の関心を高めるため、若年者層が日常的に利用するSNSなどのコミュニケーション</p>	<p>■ 前年とほぼ同一回答であるが、2022年4月から実施される成人年齢の18歳引き下げについては、若年層向け消費者教育の効果的・継続的対策が求められており、特にローン契約や投資など金融サービスの内容や関連するトラブル（詐欺等）やリスク（過剰債務リスクや運用リスク等）に係る教育と啓発が必要と判断する。道として各種消費者被害の防止に向けた効果的な啓発のあり方を検討する旨回答で示されているが、道内各金融機関や消費者団体が作成・開発した教材の周知と活用促進、また、当該団体が実施する出前講座の利活用についても検討・促進すべきと考える。 ■ 併せて、社会問題や環境問題に係る消費者の行動変容促進に向けた対策として、エンカル消費の他、道が重要政策課題として掲げるゼロカーボン達成に向けた具体的な脱炭素行動として提唱される「COOL CHICE」や「ゼロカーボンアクション</p>	<p>○消費者教育の推進に当たって、道では、国の基本方針を踏まえつつ、地域社会における消費者問題に対する解決力の強化を図るため、また、消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができる消費者を育成するため、消費者を対象に講座やセミナーを開催しており、市町村においても、様々な取組が進められていると承知をしているところ。 今後も国の地方消費者行政強化交付金を活用しながら、消費者教育が充実・強化されるよう取り組んでまいります。(環境生活部消費者安全課) ○また、民法改正による成年年齢の引き下げ(2022年4月)を見据え、現在、授業等で活用していただけるよう、高校生向け消費者教育教材を各高校に配付しており、こうした取組に加え、若年者の関心を高めるため、若年者層が日常的に利用</p>

	<p>ョン手法を利用した消費者教育など、被害防止に向けた効果的な啓発のあり方を検討していきます。</p> <p>○ さらに、「エシカル消費」についても、エシカル消費に取り組む様々な団体とも連携しつつ、啓発資材の展示・配布、ホームページの作成など、様々な手法による普及・啓発を行い、社会問題や環境問題に資する消費者の積極的な行動を促進するとともに、増加する高齢者単独世帯への対策についても、地域の見守りネットワークを活用した高齢者等へのきめ細やかな情報提供を行うなど、様々な主体と連携しながら、さらなる消費者被害の防止に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部消費者安全課】</p>	<p>ョン30」の取組みの普及・啓発の一層の強化を求め、その手法と進捗についても注目したい。</p>	<p>する SNS などのコミュニケーション手法を利用した消費者教育など、被害防止に向けた効果的な啓発のあり方を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">（環境生活部消費者安全課）</p> <p>○ さらに、「エシカル消費」についても、エシカル消費に取り組む様々な団体とも連携しつつ、啓発資材の展示・配布、ホームページの作成など、様々な手法による普及・啓発を行い、消費者の社会問題や環境問題に資する積極的な行動を促進するとともに、増加する高齢者単独世帯への対策についても、地域の見守りネットワークを活用した高齢者等へのきめ細やかな情報提供を行うなど、様々な主体と連携しながら、さらなる消費者被害の防止に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">（環境生活部消費者安全課）</p>
<p>(4)消費者と事業者の良好な関係性の促進</p> <p>北海道として、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を更に進めるとともに、問題が発生した際に企業が採るべき対策の指針を周知し共有化をはかる。</p>	<p>○ 道では、北海道のホームページに、消費者庁による『消費者と事業者との適切なコミュニケーション』に関するコラムを掲載し、啓発を図っております。</p> <p>○ 令和2年6月1日から適用されている国の『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の中で、事業主が顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組（相談体制の整備、顧客等の迷惑行為への対応マニュアルの作成や研修の実施など）が定められております。</p> <p>○ また、国では令和3年度において、顧客や取引先の暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント対策を推進するため、対応事例を含めたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルの策定・周知を行うこととしており、道では、労働問題セミナーや施策説明会等を活用してそのマニュアルの周知を図り、事業者によるカスタマーハラスメントへの適切な対応を促してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■ 一部消費者の著しい迷惑行為への対応については、道として各種セミナーや説明会等を活用し国から示された指針（2020年6月適用）に基づく取り組みやカスタマーハラスメントマニュアルの周知活動が実施（予定）されており、事業者に対する一定の対応が行われているものと思料する。</p>	<p>○ 道では、北海道のホームページに、消費者庁による『消費者と事業者との適切なコミュニケーション』に関するコラムを掲載し、啓発を図っております。（経済部労働政策局雇用労政課）</p> <p>○ 令和2年6月1日から適用されている国の『事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針』の中で、事業主が顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組（相談体制の整備、顧客等の迷惑行為への対応マニュアルの作成や研修の実施など）が定められております。（経済部労働政策局雇用労政課）</p> <p>○ 全道各地において、北海道労働局と共催の「改正労働施策総合推進法」に関する説明会を開催しており、上記の指針についても説明しているほか、特に、顧客への著しい迷惑行為については、先般、経済団体や労働団体、行政機関等が参画した「北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会」においても、構成員の取組について、情報共有や意見交換を行ったほか、その開催状況を消費者団体にもお伝えしたところです。（経済部労働政策局雇用労政課）</p>
<p>(5)道内物価動向の継続監視</p> <p>北海道として、消費生活に大きく影響する家庭用エネルギー料金をはじめとする物価動向の適切なモニタリングとその結果情報の効果的な還元を継続する。</p> <p>家庭用エネルギー料金がすべて自由化された状況を踏まえ、LPガス、石油製品（ガソリン・灯油）については、北海道の消費者の暮らしに欠かせないものであることを踏まえ、公共料金に準じ、価格の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び価格の適正性など、様々な観点を踏まえた施策を税負担のあり方等も含め検討、実施す</p>	<p>○ 道では、灯油やLPガスといった家庭用エネルギーをはじめ、道民生活に関連性の高い商品及び役務を選定（49品目）し、道内各地の300名の消費生活モニターにより、選定した商品等の価格や需給動向の調査を行い、その結果を毎月公表しています。</p> <p>○ 家庭用エネルギー料金等の大きな変動は消費生活に影響を及ぼすことから、今後も引き続き価格動向等の調査を実施し、広く情報提供してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部消費者安全課】</p>	<p>■ 道による道内物価動向のモニタリングと結果の公表については適切に実施されているものと判断する。</p> <p>一方で、現在、原油価格の高騰により価格の上昇と高止まりが続いている家庭用エネルギー料金の価格決定過程の透明性や適正性を担保するための施策の検討については、電気料金を除き市場原理に基づく価格決定プロセスの開示までを求める法令上の根拠がないこと、また、価格動向や料金体系の透明化・取引の適正化に関しては、関係団体による意見交換が実施されている現状に</p>	<p>○ 道では、灯油やLPガスといった家庭用エネルギーをはじめ、道民生活に関連性の高い商品及び役務を選定（49品目）し、道内各地の300名の消費生活モニターにより、選定した商品等の価格や需給動向の調査を行い、その結果を毎月公表しています。</p> <p>家庭用エネルギー料金等の大きな変動は消費生活に影響を及ぼすことから、今後も引き続き価格動向等の調査を実施し、広く情報提供してまいります。（環境生活部消費者安全課）</p>

<p>る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー料金のうち電気料金について、北海道電力を含む旧一般電気事業者においては、規制部門の料金（経過措置料金）が電力自由化後も引き続き設定されています。その料金は、総括原価方式により設定されており、値上げする場合は経済産業大臣の認可を受ける必要があります。認可にあたっては、電気事業法等に基づく厳正な審査が行われ、広く一般から意見を聴取する公聴会が行われた上で、その適否が判断されます。 ○ 一方、電気料金のうち経過措置料金以外の料金（自由化料金）や、道内のガス事業者（都市ガス）の料金、石油製品（LP ガス・ガソリン・灯油等）の価格については、市場における自由な競争を通じて、企業の判断により決定されるものであり、製品の原価など、企業の経営の根幹に関わる情報について、法令上の根拠なく開示を求めることは困難であると考えます。 ○ なお、国（北海道経済産業局）と道が主催する「北海道地域灯油意見交換会」において、灯油をはじめとする石油製品の需給状況や価格動向などについて、消費者団体と石油の元売や販売事業者の団体等が意見交換を行っています。 ○ LP ガスについて、国（北海道経済産業局）が主催する「北海道地方 LP ガス懇談会」において、料金透明化、取引適正化の現状について、消費者団体と販売事業者の団体等が意見交換を行っています。 ○ また、国においては、石油製品の公正で透明な取引環境の構築を目的に、平成 29 年に「ガソリン適正取引慣行ガイドライン」を、LP ガスの取引の公正性・透明性確保を目的として「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（取引適正化ガイドライン）を策定し、取引慣行の適正化を図ってきたと承知しています。 <p style="text-align: center;">【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p>	<p>ついて回答で示されているが、ガソリン価格の高騰が続いた場合に発動される減税措置（トリガー条項）と同様の税負担軽減対策の検討については、国への具申等も含めて道として一歩踏み込んだ対応への言及はなかった。</p> <p>引き続き、道の回答内容の妥当性を精査し要請元加盟団体とも意見交換したうえで必要な要請を継続することとしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、家庭用エネルギーに関して、訪問販売や電話勧誘販売による契約や勧誘に係るトラブルに関する相談が寄せられている状況を踏まえ、消費者に向けては、トラブル事例や対応方法に関する情報提供を今後とも引き続き行うとともに、法令に違反する行為が疑われる事業者に対しては、調査や行政上の措置を行うなど、適切に対応してまいります。 <p style="text-align: center;">（環境生活部消費者安全課）</p>
-----------	--	---	---

<p>5. ディーセント・ワークの確立</p>			
<p>(1)障がい者雇用の促進</p> <p>厚生労働省北海道労働局の発表によると、北海道における障がい者雇用状況は令和 2 年 6 月 1 日現在、民間企業における法定雇用率 2.2% に対して実雇用率 2.35%、法定雇用率達成割合 50.9% の状況にある。北海道は、2020 年 4 月に施行された改正障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率の速やかな達成に向けた取り組みや法定雇用義務が進んでいない中小事業主への対策、障がい者一人ひとりの特性や場面に応じた合理的配慮の提供が適切に実施されるための指導等、改正内容を確実に実行する。</p> <p>また、北海道、市町村、及び関連公的機関の雇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者雇用率は、毎年 6 月 1 日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されていますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団体等や障がい者雇用率が法定雇用率未満の公的機関に対し、北海道労働局長と連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がいのある人への合理的配慮の提供などを内容とする障がい者雇用の一層の促進について、要請を行っています。 また、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関心を高めるとともに、 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前年と同様の回答であり、障がい者雇用の現状改善に対する道としてのより踏み込んだ対策が示されなかったことは残念である。 引き続き、道が標榜する SDGs 推進の観点も含めて、障がい者の雇用の促進及び職業の安定に向けた「障がい者活躍推進計画」の実践状況や雇用率等数値目標の達成状況、道内地方公共団体の計画作成状況、及び計画の進捗状況を注視していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者雇用率は、毎年 6 月 1 日現在の状況が厚生労働省北海道労働局において公表されていますが、道は、北海道労働政策協定に基づき、主要経済団体連名により、法定雇用率の速やかな達成や障がい者特性の理解促進などを内容とする障がい者雇用の一層の促進について、要請を行っています。 また、就職面接会や特別支援学校の企業向け見学会、障がい者雇用促進パネル展等を通じて、障がい者雇用への理解や関心を高めるとともに、事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。

<p>用促進についても、透明性のある運営を行うとともに、策定された「障がい者活躍推進計画」を着実に実践することで、障がい者が自立して職業生活を送れるよう安定した就労の拡大と障がいのある職員の雇用率2.5%以上とする道としての数値目標の達成を図る。</p>	<p>事業主の合理的配慮の提供について、周知を図っているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。 <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の雇用促進につきましては、令和2年度に策定した「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づき、当該計画の実施状況を道のホームページで公表するなど透明性のある運営を行うとともに、当該計画の取組などを推進し、雇用率目標の達成に向けて、今後も適切な対応を行ってまいります。 <p>※各市町村、関連公的機関の雇用促進は人事課では把握していません。</p> <p>【総務部人事局人事課】</p>		<p>(経済部労働政策局雇用労政課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、障がい者の雇用の促進及び職業の安定が図られるよう、北海道労働局をはじめ関係機関と連携し、周知・要請等必要な対応を行ってまいります。(経済部労働政策局雇用労政課) ○ 障がい者雇用率につきましては、本年に策定した「北海道職員に係る障がい者活躍推進計画」に基づき公表するとともに、当該計画の取組などを推進し、目標の達成に向けて、適切に対処してまいります。 <p>各市町村、関連公的機関の雇用率は人事課では把握していません。なお、北海道労働局において公表しております。(総務部人事局人事課)</p>
<p>(2)職場におけるハラスメントの防止</p> <p>2020年度の民事上の個別労働紛争の相談件数では、約27万9千件のうち約30%の7万9千件がいじめ・嫌がらせ等であり、多くの労働者が人間関係で悩み苦しむ中でメンタル問題や自死に至るケースが後を絶たない状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえて、北海道は、職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、ハラスメント対策関連法にもとづき、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、労働相談ホットラインを設置し、労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働者・事業者双方からの、人間関係やハラスメントなどの電話相談に、傾聴・助言や制度の紹介など丁寧に対応を行っております。 ○ 各振興局で開催する労働問題セミナーにおいて、職場におけるハラスメント防止対策について説明を行い、事業主に適切な対応を促すほか、北海道労働局とともに、全道各地で「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止対策義務化）」に関する説明会を開催し、事業主に対し、パワーハラスメント防止対策の義務化について周知しております。 ○ また、働き方改革に取り組む道内企業を認定する「北海道働き方改革推進企業認定制度」におきまして、「ハラスメントの防止に向けた取組」を評価基準に盛り込むなどして、その取組を推進しているところです。 <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道では、2020年6月に施行された「改正労働施策総合推進法」におけるパワハラ防止対策義務化の内容に関する周知活動を各振興局におけるセミナー等を活用し展開している。また、社労士による電話相談対応や道の認定制度においてもハラスメント防止を評価基準に設定するなど一定の取組みが実施されているものと思料する。引き続き、職場におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けて法改正の実効性が確保されるよう道としての主体的な実態把握と周知・指導活動など取組みの推進を求めたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、各振興局で開催する労働問題セミナーにおいて、職場におけるハラスメント防止対策について説明を行い、事業主に適切な対応を促すほか、北海道労働局とともに、全道各地で「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止対策義務化）」に関する説明会を開催し、事業主に対し、パワーハラスメント防止対策の義務化について周知しております。 <p>(経済部労働政策局雇用労政課)</p>
<p>(3)ワーク・ライフ・バランスの推進</p> <p>【重点項目】</p> <p>① 北海道は、「北海道働き方改革推進方策」および「北海道働き方改革推進企業認定制度」に基づき、仕事と家庭・子育てが両立できるよう、労働時間短縮などワーク・ライフ・バランスの取組をより積極的に進め、労働者の福祉の増進がはかれる対策を強化する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、広くテレワークの導入が呼び掛けられ実施が加速している状況にあるが、仕事の成果や生産性向上とワーク・ライフ・バランスの関係性などの懸念される課題もあることから、北海道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として、「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。 ○ 認定制度は、女性や高齢者など「多様な人材の活躍の取組」、労働時間短縮や仕事と育児・介護の両立支援など「就業環境の改善の取組」、新たなマーケット開拓や労働生産性向上のための技術導入など「生産性の向上の取組」の3つの視点 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2019年3月に制定された「北海道働き方改革推進企業認定制度」については、ハラスメント防止対策の評価基準への追加や新たな優遇措置(労働者向けの融資・企画提案審査の加点)の増設など企業における労働者福祉の増進に向け機能強化が図られているものと評価したい。引き続き、認定制度の目的である企業の持続的発展と労働者福祉の増進への実行性が高まるよう制度の普及・運用状況等に注目したい。 <p>また、道では現在、新型コロナウイルスの感染リスクの低減と社会経済生活の両立を前提に事業継続を図るための方途としてテレワークの導入・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、働き方改革に取り組む企業を、北海道働き方改革推進企業として認定し、その取組を広く紹介することにより、認定企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的として、「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施しております。 <p>(経済部労働政策局雇用労政課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定制度は、女性や高齢者など「多様な人材の活躍の取組」、労働時間短縮や仕事と育児・介護の両立支援など「就業環境の改善の取組」、新たなマーケット開拓や労働生産性向上のための技

<p>として実態把握に努めるとともに、長時間労働の防止等、時間管理や安全衛生面において安心・安全な労働が確保できるよう利用者側への対応を適切に実施する。</p>	<p>で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、テレワークに関する調査を実施して、利用者側から、テレワークを導入して分かった課題を把握するとともに、その課題解決のためにテレワークの労務管理等のマニュアルを策定して周知・啓発を行うなど、長時間労働の防止や労働安全衛生の確保に努めております。 ○ 道としては、経済団体を通じ、認定制度の周知を図っているほか、優遇措置の増設（労働者向け融資、経済部の公募型プロポーザルにおける企画提案審査の加点）などをしており、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。 <p style="text-align: center;">【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>活用も含めた事業継続計画（BCP）の策定促進に向けた各種取組みを強化している。</p> <p>テレワークを導入する中小企業者等に対しては、BCPの策定やテレワーク導入に伴う就業規則の改正または労働協約の作成・変更等を条件とするPC等補助事業も展開しているが、補助対象企業を含めたテレワーク導入企業に対するモニタリングを継続し、就業規則や労働協約の遵守状況の確認や労働時間や安全衛生面での問題を未然に防ぐ対策、顕在化した課題解決への支援を同時並行で進める必要がある。</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、係る道の各種対応を注視し対策の継続を要請したい。</p>	<p>術導入など「生産性の向上の取組」の3つの視点で評価しております。</p> <p>（経済部労働政策局雇用労政課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道としては、経済団体を通じ、認定制度の周知を図っているほか、新たな優遇措置（労働者向け融資）を設けるなどしており、今後とも、より多くの企業が労働者の福祉の増進を図っていただけるよう、働き方改革の取組を進めてまいります。 <p>（経済部労働政策局雇用労政課）</p>
<p>② 北海道は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスを提供するよう努める。また、介護従事者が働き続けられるよう、国とも連携し賃金・処遇の大幅な改善をはかる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じるとともに、サービスに繋がりにくい方など困難事例への対応や、虐待防止、認知症の方への支援など、総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。 また、サービス提供については、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などにより、本人や家族のニーズに応じて適切に計画を作成した上で、サービス提供を行っているところです。 ○ 国の賃金構造基本調査では、令和2年の全産業の月額平均賃金が33万6000円であるのに対し、介護事業従事者を含む介護労働者は26万6,700円と依然として低い水準であることから、道では、良質な人材の安定的な確保を図るためには、さらなる処遇改善が必要であると認識しているところです。 ○ 平成24年度以来、介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算の創設・見直しが進められてきたところであり、令和元年10月からは、勤続年数10年以上の介護福祉士等の経験・技能のある介護職員に対して、月額平均8万円相当のさらなる処遇改善が実施され、介護職員以外の職種についても処遇改善を行うことが可能となったところです。 また、令和3年度には、介護職員等特定処遇改善加算について、介護職員のさらなる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、介護職員間における平均賃上げ額の配分ルールの柔軟化など、小規模事業所を含め事業者がより活用しやすい仕組みとするなどの見直しが行われたところです。 ○ 道としては、介護ニーズの増加に伴う介護人材 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域包括支援センターについては、地域における相談窓口として重要性に鑑みた周知が実施されるなど、道として一定の対応が行われているものと思料する。 介護従事者の処遇改善については、道としてもその必要性を認識したうえで国に対する継続的財政措置を求める旨の回答が示されている。 2022年2月から介護保険が適用される事業所を対象に介護職員等の賃金引き上げ（月額3%程度：約9,000円）が実施されるが、処遇改善の財源は公費や介護保険料が中心となることから、道に対しては、更なる処遇改善に向けて国に対する財政措置要請の継続を求めたい。 一方、賃上げで時給が上がるパート職員が配偶者控除を維持するために労働時間を短縮し、結果的に人手不足の解消につながらないとの懸念も指摘されていることから、道として訪問介護事業所等におけるパート職員の勤務実態把握も必要と考える。 また、今回の処遇改善策では、介護保険ではなく市町村の財源で運営される養護老人ホームやケアハウスは対象外とされている。厚労省からは全国の自治体に、こうした事業所の職員に対する必要な処遇改善を促す指針が示されているが、道としても国の指針に基づく各自自治体の対応状況を確認し、適宜指導と支援を行う必要があると判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じる総合相談窓口として重要な役割を果たしており、道では、ホームページ等により、道内に設置されている地域包括支援センターの周知を行っております。 （保健福祉部高齢者保健福祉課） ○ また、サービス提供については、居宅介護支援事業所の介護支援専門員などにより、本人や家族のニーズに応じて適切に計画を作成した上で、サービス提供を行っているところです。 （保健福祉部高齢者保健福祉課） ○ 国の賃金構造基本調査では、令和元年の全産業の月額平均賃金が33万8,000円であるのに対し、介護事業従事者を含む介護労働者は25万9,300円と依然として低い水準であることから、道では、良質な人材の安定的な確保を図るためには、さらなる処遇改善が必要であると認識しているところです。 （保健福祉部高齢者保健福祉課） ○ 平成24年度に介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算が創設され、その後も見直しが行われてきたところですが、令和元年10月からは、勤続年数10年以上の介護福祉士等の経験・技能のある介護職員に対して、月額平均8万円相当のさらなる処遇改善を実施するとともに、介護職員以外の職種の処遇改善を行うことも可能となったところです。 （保健福祉部高齢者保健福祉課） ○ 道としては、介護ニーズの増加に伴う介護人材の確保に向けて、全ての介護従事者等の処遇改善策を利用者や自治体の負担増を招くことなく、確実かつ継続的なものとなるよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを、引き続き要望してまいります。（保健福祉部高齢者保健福祉課）

	<p>の確保に努めてまいるとともに、全ての介護従事者等に対する処遇改善加算の適用を確実に継続的なものとなるよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを、引き続き要望してまいります。</p> <p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>		
<p>③ 北海道は、引き続き、待機児童の解消に向けて保育士の人材確保、処遇改善を進めるとともに、保育の質の向上、事故防止等の観点から教育訓練を実施・促進する。</p>	<p>○ 保育士の処遇改善について、国はこれまで、公定価格における人件費の積み増しや、キャリアアップの仕組みによる追加的な処遇改善加算に係る要件の見直しなどに取り組んできたところです。</p> <p>○ 道としては、保育人材確保について、処遇改善加算の取得促進やキャリアアップ研修の実施に対する支援により、保育士の処遇や職場環境の改善に取り組んでいるほか、新しい保育人材の育成に向け、資格取得のための返還免除型の修学資金の貸付の実施や、保育の補助業務に従事する子育て支援員の養成、保育現場を離れた保育士の再就職のための準備金の貸付等に取り組んでいるところであり、今後も待機児童の解消に向け必要な取組を進めてまいります。</p> <p>○ また、保育現場における事故防止に向けて、国のガイドラインに沿った安全確保について指導するほか、計画的に実施する保育所等への指導監査において関係団体が研修会へ積極的に参加するよう働きかけてまいります。</p> <p>【保健福祉部子ども子育て支援課】</p>	<p>■ 前年とほぼ同一回答であり、待機児童の解消に向けた保育士の処遇改善（給与改定）の実施状況と人材確保や保育現場における事故防止に向けた道としての対応の現状について報告されているが、回答内容からは道として一定の対応が行われているものと判断したい。</p>	<p>○ 保育士の処遇改善について、国はこれまで、キャリアアップの仕組みを構築し、経験年数に応じた追加的な処遇改善加算に係る要件の見直しなどに取り組んできたところであり、令和2年度予算においては、令和元年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて、改定（+1, 0%）が行われたところです。</p> <p>（保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課）</p> <p>○ 道としては、保育人材確保について、処遇改善加算の取得促進やキャリアアップ研修を実施し、保育士の処遇や職場環境の改善に取り組んでいるほか、新しい保育人材の育成に向け、資格取得のための返還免除型の修学資金の貸付の実施や、保育現場を離れた保育士の再就職のための準備金の貸付等に取り組んでいるところであり、今後も待機児童の解消に向け必要な取組を進めてまいります。</p> <p>（保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課）</p> <p>○ また、保育現場における事故防止に向けて、国のガイドラインに沿った安全確保について指導するほか、計画的に実施する保育所等への指導監査において関係団体が実施する研修会へ積極的に参加するよう働きかけてまいります。</p> <p>（保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課）</p>
<p>6. 安心・信頼できる社会保障の構築</p>			
<p>(1) 子育て支援</p> <p>① 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口を地域の中に拡充するとともに地域ごとの相談対応に濃淡の無いよう相談対応者の育成を図る。</p> <p>また、出産後1年以内に母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行う「産後ケア」を市町村の努力義務とする改正母子健康法の成立を踏まえ、産後ケアセンターの設置等、各市町村における産後ケア事業の普及促進に向けた指導・連携を強化する。</p>	<p>○ 道では、妊婦の方々を始め女性の健康に関する様々な悩みや不安に対する「女性の健康サポートセンター」を各保健所に設置し、幅広く相談対応を行うとともに、市町村の保健師や保育士などを対象とした研修会を開催するなどして子育ての相談に応じる人材の育成に努めているところです。</p> <p>○ 産後ケアについては、事業の普及を図るため、道内の産科医療機関や助産所における産褥ケアや授乳指導などの産後支援に係る取組状況を市町村へ情報提供するとともに、市町村や産科医療機関に勤務する保健師や助産師などを対象として、理解を深めるための研修会を開催しているところです。</p> <p>また、市町村における産後のサポート体制の整備を進めるため、今後とも、市町村に対して産後ケア事業を実施する場合の国庫補助金の活用を促進するほか、妊娠期から子育て期にわたるま</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、道として一定の対応が行われているものと思料する。</p> <p>産後ケア事業の普及促進については、2020年の改正母子健康法成立を踏まえた各市町村における産後ケアセンターの設置状況や「子育て世代包括支援センター」の整備状況も含めて道の対応に注目したい。</p>	<p>○ 道では、妊婦の方々を始め女性の健康に関する様々な悩みや不安に対応する「女性の健康サポートセンター」を各保健所に設置し、幅広く相談対応を行うとともに、市町村の保健師や保育士などを対象とした研修会を開催するなどして子育ての相談に応じる人材の育成に努めているところです。（保健福祉部子ども子育て支援課）</p> <p>○ 産後ケアについては、事業の普及を図るため、道内の産科医療機関や助産所における産褥ケアや授乳指導などの産後支援に係る取組状況を市町村へ情報提供するとともに、市町村や産科医療機関に勤務する保健師や助産師などを対象として、理解を深めるための研修会を開催しているところです。</p> <p>また、市町村における産後のサポート体制の整備を進めるため、今後とも、市町村に対して産後ケア事業を実施する場合の国庫補助金の活用を促進するほか、妊娠期から子育て期にわたるま</p>

	<p>で切れ目のない支援の提供を行う「子育て世代包括支援センター」の整備について働きかけてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【子ども子育て支援課】</p>		<p>で切れ目のない支援の提供を行う「子育て世代包括支援センター」の整備について働きかけてまいります。(保健福祉部子ども子育て支援課)</p>
<p>② 必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実する。保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善する。</p>	<p>○ 子ども・子育て支援新制度の充実については、市町村において子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を進めているところであり、道としては、計画的にサービスの確保が行われるよう、必要な助言等を行うとともに、受け皿確保のための費用や事業実施に要する費用に対する支援を行っているところです。</p> <p>○ また、保育・幼児教育の人材については、保育士の離職時の届出による復職支援、就職準備金等の貸付などによる人材の確保のほか、処遇改善加算の取得促進や保育の補助業務に従事する子育て支援員を養成するなど、保育士の業務の負担軽減による処遇改善を図っているところです。</p> <p>○ 今後も、これらの取組を進めていくとともに、引き続き必要な財源の確保や職員配置基準の充実、賃金水準の一層の改善について国へ要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課】</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、道として一定の対応が行われているものと思料する。子ども・子育て支援策の充実については、2020年度からの5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」による市町村の取り組みの進捗状況、市町村に対する道の支援状況を確認する必要がある。</p>	<p>○ 子ども・子育て支援新制度の実施については、市町村において今年度からの5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、取組を進めているところであり、道としては、計画的にサービスの確保が行われるよう、必要な助言等を行うとともに、受け皿確保のための費用や事業実施に要する費用に対する支援を行っているところです。</p> <p style="text-align: center;">(保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課)</p> <p>○ また、保育・幼児教育の人材については、保育士の離職時の届出による復職支援、就職準備金等の貸付などによる人材の確保のほか、保育の補助業務に従事する子育て支援員を養成するなど、保育士の業務の負担軽減による処遇改善を図っているところです。</p> <p>○ 今後も、これらの取組を進めていくとともに、引き続き必要な財源の確保や職員配置基準の充実、賃金水準の一層の改善について国へ要望してまいります。</p> <p style="text-align: center;">(保健福祉部地域福祉課・子ども子育て支援課)</p>
<p>(2)安心の医療・介護体制の整備 【医療分野】</p> <p>① 引き続き、道内における総合診療医や訪問看護師の育成・確保に取り組み、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療の受け皿を拡充する。また、医療従事者の育成・確保の前提となる医療従事者の働き方改革を進めるため医師等を増員する。</p>	<p style="text-align: center;">【総合診療医の育成】</p> <p>○ 広域分散で医師が偏在する本道においては、適切な医療サービスを効率的に提供するため、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる総合診療医が重要な役割を担うものと考えています。</p> <p>○ このため、道では、平成28年度から、総合診療医の育成に取り組む医療機関に対し、指導医の養成に係る経費などを支援してきたほか、ガイドブックの作成・配布や特設サイトの設置などを通じて、道内の専門研修プログラムを道内外へ周知するとともに、関係学会との連携による医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に要する経費の支援など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>○ 道としては、引き続き、これらの取組を進めるとともに、地域住民を対象に総合診療に関する普及啓発を行う医療機関に支援するなどして、総合診療医の育成に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【医師確保対策】</p> <p>○ 道では、地域における医師不足が極めて深刻な</p>	<p>■ 総合診療医の育成、訪問看護師の育成・確保の課題については、前年度と同様の回答内容となっている。また、医師確保と医療従事者の働き方改革の課題に対しては、道としての対策の現状に回答で示されている。</p> <p>引き続き、地域医療構想の実現に向けて設定されている重点課題(急性期機能の集約化や病院の再編)をはじめ要請項目に係る課題への道の対応状況と進捗状況に着目しつつ、安心の医療体制の構築に向けた諸課題について照査・検討のうえ対応を継続したい。</p>	<p style="text-align: center;">【総合診療医の育成】</p> <p>○ 広域分散で医師が偏在する本道においては、適切な医療サービスを効率的に提供するため、幅広い診療に加え、複数の健康課題などへの包括的ケアに対応できる総合診療医が重要な役割を担うものと考えています。</p> <p>○ このため、道では、平成28年度から、総合診療医の育成に取り組む医療機関に対し支援してきたほか、ガイドブックの作成・配布や特設サイトを設置するなど道内の専門研修プログラムの道内外への周知、関係学会との連携による、医学生や初期臨床研修医を対象にした研修会の実施、総合診療専門研修施設の見学に要する経費の支援など、総合診療を志望する学生や医師の確保に向けた取組を行ってきたところです。</p> <p>○ 道としては、引き続き、医学生などに総合診療への理解を深めてもらうための取組を行うとともに、総合診療の地域住民への普及啓発を行う医療機関に対し支援するなどして、地域医療に貢献する総合診療医の育成に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">(保健福祉部地域医療課・医務業務課)</p> <p style="text-align: center;">【訪問看護師の育成・確保】</p> <p>○ 道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや在宅移行も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成してい</p>

	<p>状況にあることから、これまで、自治医科大学卒業医師の配置をはじめ、都市部の医療機関から医師確保の難しい地域の医療機関へ医師を派遣する取組とともに、ドクターバンク事業への支援や東京事務所に配置する専任の職員を通じた道外からの医師の招へいのほか、地域の医療機関で一定期間勤務を義務付ける地域枠制度の運営などに取り組んできたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道としては、令和2年3月に策定した医師確保計画に基づき、医育大学に設置する地域医療支援センターからの医師派遣枠の拡充などに取り組んできたところであり、引き続き、医育大学、医師会、市町村などと連携を図りながら、実効性の高い医師確保対策を進めるとともに、北海道医療勤務環境改善支援センターによる総合的、専門的支援を通じて、医療機関における勤務環境の改善に取り組んでまいります。 <p>【訪問看護師の育成・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、訪問看護に携わる看護師等に対し、看取りや関係機関との連携も含めた療養支援に関する研修等を行うなど、在宅医療を担う人材を育成しています。 ○ また、訪問看護ステーション出向支援事業を実施し、病院看護職員による退院支援の取組の強化や、訪問看護ステーションの人材確保にも取り組んでいるところです。 ○ 加えて、昨年度から、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅での療養生活を支える上で中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。 <p style="text-align: center;">【保健福祉部地域医療課・医務薬務課】</p>		<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、訪問看護ステーション出向支援事業を実施し、病院看護職員の退院支援力の強化や、訪問看護ステーションの人材確保に取り組んでいるところです。 ○ 今年度からは、新卒看護師の訪問看護への就業を促進するための事業を関係団体と連携して実施するなど、引き続き、地域包括ケアシステムの実現に向け在宅療法生活を支える中心的な役割を担う訪問看護師の確保や育成を図ってまいります。 <p style="text-align: center;">（保健福祉部地域医療課・医務薬務課）</p> <p>【地域包括ケアシステムと在宅医療提供体制の整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアシステムの構築に向けては、医療や介護に関わる専門職の緊密な連携が重要であることから、二次医療圏ごとに設置している多職種連携協議会において、合同研修や情報共有の検討などに取り組んでいるところです。 ○ 一方、介護保険制度において市町村が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」の充実に向け、市町村に多職種連携協議会への参加を呼びかけるなど、事業の充実に向け支援を行っているところです。 ○ また、平成27年度から、在宅医療を担う医師を育成するためのグループ制の導入や訪問看護ステーションが不足する地域での設置などに支援するとともに、今年度から、北海道在宅医療推進支援センター事業を実施し、在宅医療に係る地域支援や各種研修会を行うなど、地域の医療機関等が在宅医療に参画しやすい環境整備に取り組んでまいります。 <p style="text-align: center;">（保健福祉部地域医療課・医務薬務課）</p> <p>【働き方改革・医師確保対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、医療機関の勤務環境改善の取組を総合的・専門的に支援する「北海道医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医療機関による勤務環境改善に関する相談対応などの支援を行っており、医療従事者の離職防止や定着促進を図っているところです。 ○ また、本年3月に道内全体の医師確保と地域の医師偏在是正を目指し、「北海道医師確保計画」を策定し、地域医療支援センターからの医師派遣枠の増員や医師少数区域とされる圏域に対する派遣期間の拡充などを行ったところであり、今後も、計画に掲げた施策を推進し、医育大学や医師会、市町村との連携を強めながら、医師の地域偏在解消に向けて取り組みます。 <p style="text-align: center;">（保健福祉部地域医療課・医務薬務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、地域医療構想の実現に向け、圏域ごとに設置する地域医療構想調整会議におきまして、
--	--	--	--

			急性期機能の集約化や病院の再編などの「重点課題」を設定し、議論を進めてきているところす。(保健福祉部地域医療課)
<p>【重点項目】</p> <p>② 地域医療構想の実現にむけた地域や関係機関との連携を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症が地域医療に与える影響を考慮し、感染症対策等の非常時の対応課題となっている医療機関間の役割分担・連携体制の構築も含め、あるべき地域医療体制についての協議を早急に開始する。</p>	<p>○ 将来にわたって地域に必要な医療を確保するためには、人口構造や医療ニーズの変化を見据え、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、バランスの取れた医療を効率的に提供する体制を構築することが重要であり、道では、地域の医師会等の関係団体や市町村、自治体病院などの皆様に構成する地域医療構想調整会議において、医療機能の分化・連携や再編などの「重点課題」を設定し、議論を進めてきたところす。</p> <p>○ 道としては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた国の議論を注視しつつ、道内での感染症の拡大局面におけるこれまでの対応を踏まえ、引き続き、各圏域の調整会議において議論を深めるなどして、圏域全体に必要な医療を確保するという考えのもとで地域の実情に即した医療提供体制の構築が図られるよう、取り組んでまいります。 【保健福祉部地域医療課】</p>	<p>■ 前年回答において道側の課題認識として示された感染症対応における医療機関の役割分担・連携体制の構築については、コロナ禍での医療提供体制における喫緊の課題であることから、道としての速やかな対応を求める必要がある。この間の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた医療提供体制構築の動向に大いに注目し、状況に応じた要請を継続する必要がある。</p>	<p>○ 今般の新型コロナウイルス感染症への対応においては、感染症患者に対する医療のみならず、通常時の医療との両立を図りながら、必要な病床の確保に努めてきたところすですが、医療機関間の役割分担・連携体制の構築が課題であると認識しております。</p> <p>○ こうした中、国では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた今後の医療提供体制について議論を開始しており、道としましては、国における議論等を注視しつつ、感染症対策を含め、引き続き、地域の実情を十分に勘案しながら、地域医療構想の実現に向けて取り組んでまいります。(保健福祉部地域医療課)</p>
<p>③ コロナ禍が長期化する中、地域の医療機関では新型コロナウイルス感染患者の入院受け入れ等の対応を継続しており、今後は相談窓口・初期対応も担うことから、地域医療において重要な役割を担う医療機関が事業継続できるよう財政支援を行う。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる重点医療機関や、受入協力医療機関、その他の入院受入医療機関に対しては、国の交付金を活用した支援を行っているほか、後方支援医療機関については、昨年12月以降、必要な感染予防策を講じた上で、引き続き、入院管理が必要な患者を受入れた場合における、診療報酬を引き上げる臨時的な取扱いが認められているところす。</p> <p>○ また、国では、本年10月以降、感染予防対策等に係る、いわゆる「かかり増し経費」を支援する新たな補助金を創設するとともに、診療報酬上の取扱いとして、外来診療や緊急の往診等について、更なる拡充が図られたところであり、引き続き、医療提供体制の充実・強化に努めてまいります。 【保健福祉部感染症対策課】</p>	<p>■ 回答内容から新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れ対応を行う医療機関に対する財政支援については、国による対策が実施されているものと思料する。</p>	<p>○ 道内の医療機関では、医療従事者の感染や院内感染の発生などにより、医療機能の一部休止、外来・入院患者数の減少など、医療機関の収益にも影響が及んでいるものと承知しています。</p> <p>○ 道では、感染症患者を受け入れる医療機関に対し、緊急包括支援交付金を活用し、受入病床の確保や医療機器の整備、院内感染防止対策への支援などに取り組んでいるほか、独自の支援策として、診療・検査医療機関への補助も行っているところす。</p> <p>○ また、国が昨年末に示した緊急支援事業については、道内全域が対象地域となるよう申出を行い、認められておりますので、対象となる医療機関は更なる支援を受けることが可能です。</p> <p>○ これまでも、交付金の柔軟な運用や医療機関の経営支援に向けた更なる財政措置について、機会あるごとに国に要望してきたところすですが、新型コロナウイルス感染症対策の長期化も見据え、次年度以降の十分な財政措置について、国に要望していく考えです。(保健福祉部地域保健課)</p>
<p>④ 医療機関や介護・福祉施設でのクラスター防止のため、医療・介護・福祉施設で働くすべての従事者を対象に、新型コロナウイルス検査を定期的に公費負担で実施する。</p>	<p>○ 道では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を進めるためには、効果的かつ効率的な検査の実施が重要と考えており、これまでも、医療機関や福祉施設などで感染者が確認された場合には、濃厚接触者に限らず、幅広く行政検査を実施するとともに、地域の感染状況などに応じて感染者が発生していない福祉施設等の従事者に対する集中的な検査を実施してき</p>	<p>■ 回答内容からは、この間の状況を踏まえクラスター防止に必要な対策が強化されているものと判断するが、一方で感染拡大の度に医療機関や介護・福祉施設におけるクラスターの発生が繰り返されている現実もある。道に対しては回答で示された通り、医療・介護・福祉施設の従事者に対する集中的な検査の継続はもとより、感染が疑われる人や濃厚接触者など検査を必要とする人々が、</p>	<p>○ 感染や重症化リスクの高い方の多くいる高齢者施設や医療機関等に対しては、集団感染対策として、積極的な検査が必要と考えており、これらの施設において、集団感染が疑われるような事案が発生した場合には、当該施設における入所・入院者や職員について、症状の有無にかかわらず、PCR検査等を実施しているところす。</p> <p>○ 今後も、これらの施設において、発熱等の症状を</p>

	<p>たところであり、今後とも、こうした取組を積極的に進めながら、感染が疑われる方や濃厚接触者など、検査が必要な方々が、より迅速で円滑に検査を受けられますよう、検査体制の充実・強化を進めてまいります。</p> <p>【保健福祉部感染症対策課】</p>	<p>感染の拡大局面においても迅速かつ円滑に検査を受けられる検査体制の充実・強化を求めたい。</p>	<p>呈する方がいる場合は、入所・入院者及び職員全員に検査を実施するとともに、感染の状況を踏まえ、検査の対象をさらに拡大するなど、柔軟な対応により、感染の拡大防止を図っていく考えです。</p> <p>なお、高齢者施設等において、自らが検査の必要性があると判断し、実費で検査した場合については、その経費が国の補助の対象となる制度もありますので、申し添えます。</p> <p>(保健福祉部地域保健課)</p>
<p>⑤ 医療及び介護従事者に対する偏見や差別をなくすため、併せて過度な受診控え・健診控えをせずに適切に診療・健診を受けるよう、市民に対する啓発を行う。また、風評被害への対策強化・相談窓口の設置を行う。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別等の防止や解消のため、これまで、ホームページなど様々な広報媒体の活用をはじめ、学校や市町村への啓発用ポスターの配布や2度にわたる知事メッセージの発出、道内プロスポーツチームの協力を得て、試合会場でのチラシの配布や選手による啓発動画の作成などを行ってきたほか、昨年10月には、感染症に関連する偏見や差別を受けた方々に対する助言や支援を行うため、「新型コロナウイルス人権相談窓口」を設置し、きめ細やかな対応に努めているところです。</p> <p>【環境生活部くらし安全局道民生活課】</p> <p>※下線部分回答調整中⇒2月10日付で以下回答あり</p> <p>【受診控え・健診控え】</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への感染の懸念等により、医療機関の受診を控え、健康を害することのないよう、必要な受診を呼びかけていくことは重要と考えております。</p> <p>○ このため、道では、かかりつけ医への相談や必要な健診・受診が行われるよう、各保健所の掲示板やホームページで周知を図るとともに、各市町村あて窓口等での周知を依頼しているところであり、引き続き、適切な受診がなされるよう取り組んでまいります。</p> <p>【保健福祉部地域医療推進局医務業務課】</p>	<p>■ 回答内容からは、道として感染症に係る偏見・差別の防止に向けた啓発対策や相談対応が実施されているものと判断する。引き続き、対策や対応の継続と併せて道民に対する適切な診療・検診の受診に対する啓発強化を求めたい。</p>	<p>○ 道では、この感染症の感染拡大に際し、道民の皆様には、マスクの着用や手洗い、手指の消毒など、基本的な感染防止対策を図りながら、行動することで、十分に感染リスクを避けることができることなど、基礎的な知識や予防法について、不断に普及啓発に努めているところです。</p> <p>○ また、この感染症に係る偏見・差別等の防止や解消のため、これまで、ホームページなど様々な広報媒体の活用をはじめ、学校や市町村への啓発用ポスターの配布や記者会見時における知事メッセージの発出などを行ってきたほか、10月には、感染症に関連する偏見や差別を受けた方々に対する助言や支援を行うため、「新型コロナウイルス人権相談窓口」を設置し、きめ細やかな対応に努めているところです。</p> <p>○ 今後とも、ねばり強く、この感染症に関する正しい知識の理解促進と、道民の皆様お一人お一人に互いに思いやる気持ちが育まれるよう、道民の皆様に対する啓発に努めてまいります。</p> <p>(保健福祉部健康安全局地域保健課・環境生活部くらし安全局道民生活課)</p>
<p>⑥ 医療機関に対する助成金（空床補填や感染防止対策費など）については、都道府県で支給基準に差異があり給付も大きく遅れるなど混乱が生じていることから、支給基準の標準化や手続きの簡素化と速やかな給付および財政支援の拡大をはかる。</p>	<p>○ 病床確保や医療機器整備など医療機関に対する支援に当たっては、道では、国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の要綱等に定める基準に準拠して交付要綱を定めているほか、その事業執行に当たっては、医療機関が安定的に維持・運営できるよう、速やかに交付決定を行い、必要に応じて概算払を行っているところです。</p> <p>○ また、道では、第5波の経験を踏まえた医療体制の強化を図るため、更なる医療提供体制の充実のほか、医療機関や医療従事者などへの支援を強化するよう、全国知事会と連携して国に要望しています。</p> <p>【保健福祉部感染症対策課】</p>	<p>■ 道においては、国の要領等に基づく支給基準の標準化や医療機関に対する速やかな交付の実施等、体制整備が図られているものと思料する。今後の再拡大に備える意味からも、更なる医療体制の強化はもとより、回答で示されている医療機関や医療従事者への支援強化の実現に向けた国に対する要望を継続するよう求めたい。</p>	<p>※ 新規要請項目につき前年回答無し</p>

<p>⑦ 新型コロナウイルス感染症対応の柱となる保健行政を強化するため、保健師等の増員など保健所の体制・機能を強化し、地域保健衛生施策の拡充をはかる。</p>	<p>○ 道では、感染症や疫学に関する専門的な知識を有し、保健所における感染症対策の中心的な役割を担い、患者対応の最前線で保健活動を行う保健師の確保が必要との考えの下、令和3年度組織機構改正において、保健所の保健師を、管内人口や感染者数などを勘案して、14名増配置するとともに、保健所機能を補完する本庁機能の強化として、対策本部指揮室に5名の保健師を配置しながら、保健所機能の強化に取り組んできたところです。</p> <p>○ こうした中、現在、国では、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化など、多方面にわたる影響を踏まえ、地域保健法に基づく基本的な指針の見直しを進めるなどして、保健所機能の強化や人材育成の充実等について、その方向性を示すこととされていることから、道としては、こうした国の動向を注視しながら、今後とも、保健所が地域の感染症危機管理拠点として、その役割や機能を十分発揮できるよう、必要な検討を不断に進めてまいります</p> <p>【保健福祉部健康安全局地域保健課(感染症対策局感染症対策課)】</p>	<p>■ 保健所の体制・機能の強化は、感染拡大の防止や医療提供体制の確保など度重なる感染拡大に対応するため、更に最前線で活動する保健師等への過度の負担を回避するためにも喫緊の課題であり、道としての機動的な対応が実施されているか注目する必要がある。</p> <p>また、これまでのコロナ禍への対応の教訓として、平時から保健所の体制・機能を維持し強化することが必要とされることは明白であり、緊急時対応はもとより、中長期的スパンでの保健所機能を維持・充実させる対策についても早急に検討を開始すべきと考える。</p>	<p>※ 新規要請項目につき前年回答無し</p>
<p>⑧ 新型コロナワクチン接種に関して、副反応など市民の不安に対する適切な情報提供を行うとともに、接種を希望しない人に対する差別等が起きないような配慮を行う。</p>	<p>○ 道では、これまでも、新型コロナワクチン接種後の副反応等に関するきめ細やかで丁寧な相談対応を行うとともに、正しい知識や情報に加え、未接種者への差別防止等についても、多様な広報ツールや機会を活用し、広く周知してきたところあり、今後とも、積極的な普及・啓発に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部感染症対策課】</p>	<p>■ 道民が SNS 等のフェイク情報に先導され誤った判断をすることが無いよう、より積極的な普及・啓発が求められている。道に対しては適切な情報提供と配慮の継続を求めたい。</p>	<p>※ 新規要請項目につき前年回答無し</p>
<p>【介護分野】</p> <p>① 要介護1・2には認知症の方が多く、利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点からも、要介護1・2に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討にあたっては、サービスの低下を招く見直しとならないようにする。</p>	<p>○ 高齢者の利用ニーズの増加に対応した支援の充実が求められる中、要介護者やご家族を支えるサービスのあり方については、利用者の視点に立って、慎重に議論されるべきと考えるところであり、介護保険サービスを必要とする方々が適切にサービスを受けることができるよう、国の検討状況を注視しながら、関係団体の方々と情報の共有を図り、必要に応じて国に働きかけを行ってまいります。</p> <p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、要請趣旨と同様の認識のもと国への働きかけ等に当たる旨が示されている。引き続き、要求趣旨に沿った道としての適切な対応を求めたい。</p>	<p>○ 高齢者の利用ニーズの増加に対応した支援の充実が求められる中、要介護者やご家族を支えるサービスのあり方については、利用者の視点に立って、慎重に議論されるべきと考えるところであり、介護保険サービスを必要とする方々が適切にサービスを受けることができるよう、国の検討状況を注視しながら、関係団体の方々と情報の共有を図り、必要に応じて国に働きかけを行ってまいります。</p> <p>(保健福祉部高齢者保健福祉課)</p>
<p>② 地域支援事業(総合事業)では、利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業の事業費上限を緩和し、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し継続性のある事業を実施する。</p>	<p>○ 総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業におけるサービス価格については、令和2年10月の介護保険法施行規則の一部改正により、国が定める額を勘案し、市町村において単価設定ができるよう見直しが行われ、令和3年4月1日から施行されたところです。</p> <p>○ 道としては、今後ともサービス利用者と提供者、双方の視点に立って、総合事業が適切に運営されるよう市町村を支援するとともに、国に対し</p>	<p>■ 2021年4月1日の介護保険法施行規則の改正施行に伴い一部サービス事業の上限費用が弾力化されたが、その他費用にも波及させるよう国に対する要望の継続と地域住民の視点に立った地域支援事業(総合事業)の運営に係る市町村支援の継続を求めたい。</p>	<p>○ 総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業におけるサービス価格については、国が定める額を上限として市町村が単価を設定をしているところですが、介護保険法施行規則の一部改正により、上限を弾力化し、国が定める額を勘案して市町村が設定できるよう見直しが行われ、令和3年4月1日から施行されることとなっております。</p> <p>○ 道としては、今後ともサービス利用者と提供者、</p>

	<p>必要な予算を十分に確保するよう要望してまいります。</p> <p>【保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課】</p>		<p>双方の視点に立って、総合事業が適切に運営されるよう市町村を支援するとともに、国に対し必要な予算を十分に確保するよう要望してまいります。(保健福祉部高齢者保健福祉課)</p>
<p>③ 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、全ての介護従事者の処遇改善策を継続実施するよう道として国に強く求める。</p>	<p>○ 平成24年度以来、介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算の創設・見直しが進められてきたところであり、令和元年10月からは、勤続年数10年以上の介護福祉士等の経験・技能のある介護職員に対して、月額平均8万円相当のさらなる処遇改善が実施され、介護職員以外の職種についても処遇改善を行うことが可能となったところです。</p> <p>また、令和3年度には、介護職員等特定処遇改善加算について、介護職員のさらなる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、介護職員間における平均賃上げ額の配分ルールの柔軟化など、小規模事業所を含め事業者がより活用しやすい仕組みとするなどの見直しが行われたところです。</p> <p>○ 道としては、全ての介護従事者に対する処遇改善加算の適用を確実かつ継続的なものとするよう国の責任において必要な財政措置を講じることを、引き続き要望してまいります。</p> <p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>	<p>■ 介護従事者の処遇改善については、道としてもその必要性を認識したうえで国に対する継続的財政措置を求める旨の回答が示されている。</p> <p>2022年2月から介護保険が適用される事業所を対象に介護職員等の賃金引き上げ(月額3%程度:約9,000円)が実施されるが、処遇改善の財源は公費や介護保険料が中心となることから、道に対しては、更なる処遇改善に向けて国に対する財政措置要請の継続を求めたい。</p> <p>一方、賃上げで時給が上がるパート職員が配偶者控除を維持するために労働時間を短縮し、結果的に人手不足の解消につながらないとの懸念も指摘されていることから、道として訪問介護事業所等におけるパート職員の勤務実態把握も必要と考える。</p> <p>また、今回の処遇改善策では、介護保険ではなく市町村の財源で運営される養護老人ホームやケアハウスは対象外とされている。厚労省からは全国の自治体に、こうした事業所の職員に対する必要な処遇改善を促す指針が示されているが、道としても国の指針に基づく各自治体の対応状況を確認し、適宜指導と支援を行う必要があると判断する。</p>	<p>○ 平成24年度に介護従事者の人材確保・処遇改善などを目的として、処遇改善加算が創設され、その後も見直しが行われてきたところですが、令和元年10月からは、勤続年数10年以上の介護福祉士等の経験・技能のある介護職員に対して、月額平均8万円相当のさらなる処遇改善を実施するとともに、介護職員以外の職種の処遇改善を行うことも可能となったところです。</p> <p>(保健福祉部高齢者保健福祉課)</p> <p>○ 道としては、介護ニーズの増加に伴う介護人材の確保に向けて、全ての介護従事者等の処遇改善策を利用者や自治体の負担増を招くことなく、確実かつ継続的なものとなるよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを、引き続き要望してまいります。</p> <p>(保健福祉部高齢者保健福祉課)</p>
<p>④ 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組む NPO や市民団体等に対する支援を継続し拡大する。また、「SOS ネットワーク」など徘徊認知症高齢者の早期発見・保護を目的とする取組みの普及に努める。</p>	<p>○ 道では、地域で認知症の人と家族を支援し、見守り体制を構築するため、認知症サポーターを養成するとともに、その活動を促進しているところ。</p> <p>○ また、認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、市町村が配置している「認知症地域支援推進員」に対する研修を実施し、その活動の充実に努めているほか、ボランティア等による見守りのための訪問などを行う市町村の「認知症高齢者見守り事業」に対する助成を実施しています。</p> <p>○ 認知症により行方不明となった方への対応については、住民の協力を得ることで早期発見・保護を図る仕組みである「SOS ネットワーク」を道内各地で運用し、140のネットワークが全市町村をカバーしている状況であり、引き続き、構成機関の拡充を図るなど、見守り機能の強化について働きかけを行ってきたところです。</p> <p>○ これらの取組を通じて、今後とも、本人や家族への包括的・継続的支援を実施する体制の充実に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>	<p>■ 地域における認知症の方の見守り活動の支援対策として、「認知症サポーター」の養成や市町村に配置の「認知症地域支援推進員」への研修実施、「認知症高齢者見守り事業」への助成実施が継続されており、また、徘徊認知症高齢者の早期発見・保護を目的とする「SOS ネットワーク」を道内各地で運用し全市町村をカバーする状況にあるなどの道の取り組みは評価できるものと判断する。</p>	<p>○ 道では、地域で認知症の人と家族を支援し、見守り体制を構築するため、認知症サポーターを養成するとともに、その活動を促進しているところ。</p> <p>○ また、認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、市町村が配置している「認知症地域支援推進員」に対する研修を実施し、その活動の充実に努めているほか、ボランティア等による見守りのための訪問などを行う市町村の「認知症高齢者見守り事業」に対する助成を実施しています。</p> <p>○ 認知症により行方不明となった方への対応については、住民の協力を得ることで早期発見・保護を図る仕組みである「SOS ネットワーク」を道内各地で運用している状況であり、見守り機能の強化に努めてきたところです。</p> <p>○ これらの取組を通じて、今後とも、本人や家族への包括的・継続的支援を実施する体制の充実に努めてまいります。</p> <p>(保健福祉部高齢者保健福祉課)</p>

<p>⑤ 成年後見人制度及び市民後見人制度について、道が実施してきた市民後見人養成の活動を継続するなど、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を行う。</p>	<p>○ 道では、認知症高齢者等の権利を擁護するため、「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において、市民後見人を令和5年度までに4,400人養成することを目標に、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修等に対する助成を実施しております。令和2年度には328人が市民後見人養成研修を修了し、累計で3,643人が養成されたところです。</p> <p>○ また、市町村と連携して制度の意義を幅広く周知するとともに、後見実施機関の設立や運営に係る助成や助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村向けの研修会を開催するなど、市町村の取組を支援しております。</p> <p>【保健福祉部障がい者保健福祉課・高齢者保健福祉課】</p>	<p>■ 道における市民後見人養成への具体的対応については、第7期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の目標を達成(2020年度までに3,500人を養成する目標に対し累計で3,643人を養成)するなど活動の実践状況は高く評価できるものと判断する。引き続き、第8期計画を踏まえた後見人の確保・育成、制度利用の周知に向けた取組の継続に期待したい。</p>	<p>○ 道では、認知症高齢者等の権利を擁護するため、「第7期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」において、市民後見人を令和2年度までに3,500人養成することを目標に、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修等に対する助成を実施しております。令和元年度には290人が市民後見人養成研修を修了し、累計で3,315人が養成されたところです。</p> <p>○ また、市町村と連携して制度の意義を幅広く周知するとともに、後見実施機関の設立や運営に係る助成や助言、権利擁護人材の資質向上に係る市町村向けの研修会を開催するなど、市町村の取組を支援しております。</p> <p>(保健福祉部障がい者保健福祉課・高齢者保健福祉課)</p>
<p>【重点項目】</p> <p>⑥ 道が初めて実態調査を行ったヤングケアラーを含む家族の介護や世話をする介護者(ケアラー)に対する支援策の具体化(予定される支援促進条例の制定・関係機関との連携等)、更に無自覚者への啓発活動等の対応策を早急に検討する。また、市町村において介護者(ケアラー)が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。</p>	<p>○ 道が実施した実態調査の結果、ケアラー自身に自覚がないことや、相談できる人や場所を求めていること、周囲の人の理解や精神的な支えを求めていることなどが判明したところです。</p> <p>○ 道としては、今回の調査結果や明らかとなった課題について、学識経験者や支援団体等で構成する有識者会議において議論を深めるとともに、ケアラーとしての自覚がないため相談に至らないなど孤立しやすいケアラーへの効果的な啓発方法や、ケアラーを早期に発見し支援に繋ぐための関係機関の情報の共有、様々なケアラーの悩みや困りごとに応じることができる人材の育成など、実効性ある支援策について検討してまいります。</p> <p>【保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課】</p>	<p>■ 大人の代わりに家族やきょうだいの世話を担う18歳未満の「ヤングケアラー」について、道が道内の公立中高生に対し実施した実態調査では、世話をしている家族が「いる」との回答が中学生で3.9%、全日制高校生で3%、定時制高校生で4.5%となっている。また、無自覚者や平静を装っている子どもなど潜在的ケアラーの存在や、相談窓口や周りの理解と支援を求めるケアラーの実態も判明しており早急の対応が必要とされている。実態調査の結果を踏まえて回答で列記されている課題に対し、条例の制定をはじめ実効性のある支援策が早期に検討され実施されるよう今後の動向を注視しつつ必要な要請を継続したい。</p>	<p>○ 道では、高齢者やその家族が抱える様々な相談に応じる地域包括支援センターの職員の資質向上を目的として、職員に対する研修の実施等を行ってきたところであり、今後とも研修を継続して実施するとともに、家族介護を行う介護者などからの相談について適切な対応ができるよう、センターの機能強化に努めてまいります。</p> <p>(保健福祉部高齢者保健福祉課)</p>
<p>⑦ 地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進する。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化する。</p>	<p>○ 高齢化の一層の進行による、一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢世帯の増加などの課題に対応するため、市町村における地域包括ケアシステムの中心的役割を果たすことが求められている地域包括支援センターの安定的な運営や、機能の強化が重要となっております。</p> <p>○ 道では、地域包括支援センター職員の資質向上を目的として、職員に対する研修の実施や、センター間の連携を図るための意見交換会の実施等を行っており、今後ともセンターの機能充実に向けた取組を継続して実施するとともに、地域包括ケアの着実な推進のため、国に対し、センターの業務量に見合った人員配置等を行うための必要な予算を十分に確保するよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>【保健福祉部高齢者保健福祉課】</p>	<p>■ 前年と同一回答であり、道として上述のケアラー対策も含めた地域包括支援センターの機能強化を図る各種対策の実践や財政措置の確保に向けた要望等の継続を求めたい。</p>	<p>○ 高齢化の一層の進行による、一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢世帯の増加などの課題に対応するため、市町村における地域包括ケアシステムの中心的役割を果たすことが求められている地域包括支援センターの安定的な運営や、機能の強化が重要となっております。</p> <p>○ 道では、地域包括支援センター職員の資質向上を目的として、職員に対する研修の実施等を行ってきており、今後とも研修を継続して実施するとともに、地域包括ケアの着実な推進のため、国に対し、センターの業務量に見合った人員配置等を行うための必要な予算を十分に確保するよう、引き続き要望してまいります。</p> <p>(保健福祉部高齢者保健福祉課)</p>

7. 暮らしの安全・安心の確保			
<p>(1)LPガスの問題</p> <p>総務省北海道管区行政評価局では、北海道内の LP ガス販売事業者における関係法令等の遵守状況、行政機関等における取引状況等について調査し、その結果に基づき北海道経済産業局に対して必要な改善措置を講ずるよう改善通知が出されているが、令和 2 年度資源エネルギー庁地方 LPG 懇談会での各都道府県の指導状況報告では、北海道における「料金公表の未対応」「料金変更の際の事前通知の未実施」が確認され、依然として、料金の開示状況、販売契約時の説明状況等、消費者が望むレベルでの LP ガス販売取引の透明化が進んでいない実態にある。</p> <p>また、賃貸集合住宅に関しては、LP ガス業界と不動産業界の間で賃貸集合住宅建設におけるエアコンや温水洗浄便座等の設備の無償貸与という商習慣があり、その設備料金を明示せず、ガス料金に上乗せして高額化している問題、さらに入居者が賃貸集合住宅等の不動産物件を探している時にはガス料金はわからず、入居後の供給契約締結時に始めて料金がわかるという問題が明らかとなっており、事実上、消費者に選択を与えないビジネスモデルが慣習化している実態にある。</p> <p>よって、道に対して次の点を要望する。</p> <p>① 液石法令の遵守状況、取引適正化ガイドラインの遵守状況、LP ガスの取引に係る慣行等における改善状況等検査結果の評価を随時公表し、現状是正に向けた対策を講ずること。</p> <p>③ 定着推進に当たっては、北海道主催による行政・業界および消費者を含めた懇談会時にモデル事例の進捗について公開し、課題に対する消費者の意見反映を行うこと。</p>	<p>○ 道では、液化石油ガス販売事業者に対し、液石法令及び取引適正化ガイドラインの遵守について、「液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入検査を実施しており、違反等があった事業者には指導等を行い、速やかに是正対策を講じています。</p> <p>また、立入検査の結果については、振興局を通じ、立入検査や事業者が出席する保安講習会等の場で、同様の違反が繰り返されないよう、周知を図るとともに 法令遵守を指導しています。</p> <p>○ 道としては、事業者に対するこのような指導等が法令遵守を図る上で効果的と考えており、引き続き、しっかりと立入検査等に取り組むとともに、地方 LP ガス懇談会で業界団体、消費者団体と意見交換を行います。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。</p> <p>【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p>	<p>■ 項番①③については前年とほぼ同一回答である。項番②の賃貸集合住宅の入居を検討している消費者に対する LP ガス料金事前確認の啓発については一定対策されているが、LP ガス販売取引の透明化が依然として消費者が望むレベルで進んでいない実態にあるなかで、道が実施する立入検査の結果や取引慣行等の改善状況の評価を公表のうえ、是正に向けた対策を消費者の意見を反映する形で講じることを求めた要請に対しては、今年度の回答においても立入検査による指導の実効性に触れるのみで要請事項については今後の業務の参考とする旨の回答に止まっている。具体的な回答が示されなかったことは残念であり、引き続き、要請元団体とも協議し販売取引の実態に基づく要請を継続したい。</p>	<p>○ 道では、液化石油ガス販売事業者に対し、液石法令及び取引適正化ガイドラインの遵守について、立入検査表に基づき検査を実施しており、違反等があった事業者につきましては、指導等を行い、速やかに是正対策を講じております。</p> <p>また、立入検査の結果につきましては、振興局を通じ、立入検査や、事業者が出席する保安講習会等の場で、同様の違反が繰り返されないよう、周知を図るとともに法令等遵守を指導しているところであります。</p> <p>○ 道といたしましては、事業者に対するこのような指導等が、法令等遵守を図る上で効果的と考えており、引き続き、しっかりと立入検査等に取り組んでまいります。</p> <p>○ なお、いただいたご意見につきましては、今後の業務の参考とさせていただきます。</p> <p>(経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課)</p>
<p>② <u>賃貸集合住宅等の不動産物件を探している消費者に対し、事前の入居条件における LP ガス料金表及び設備料金等を確認するよう啓発するとともに、不動産仲介業者に対しても、物件紹介時に料金表の提示を求められることを啓発すること。</u></p>	<p>○ 今年 6 月に、経済産業省と国土交通省が、関係業界に対し、賃貸集合住宅の入居を検討している消費者に、不動産仲介業者から LP ガス料金を入居前に提示するよう協力依頼を発出しました。</p> <p>○ 北海道では、道が毎月発行しているメールマガジン「消費者ほっとメール」で、賃貸集合住宅への入居を検討している方々に対して、間取りや築年数などとともに、LP ガス料金も調べるよう啓発を行ったところです。</p> <p>○ 北海道といたしましては、引き続き、関係機関との連携を図るとともに、様々なメディアを活用し、本件に係る消費者への啓発に努めてまいります。</p> <p>【環境生活部消費者安全課】</p> <p>※下線部分回答調整中⇒2月7日付で以下回答あり</p> <p>○ 当該要請項目については、直接所管する課がな</p>	<p>■ 賃貸集合住宅の入居を検討している消費者に対する LP ガス料金事前確認の啓発については一定対策されているものと思料するが、引き続き、消費者への啓発に向けて関係機関との連携を図るとする一方で、不動産仲介業者に対する啓発対策についての回答が示されなかった点は遺憾である。消費者保護の観点からは、不動産仲介業者を通じた消費者への情報提供が肝要であり、道に対しては消費者行政の一環としての対策実施を引き続き求めたい。</p>	<p>※ 新規要請項目につき前年回答無し</p>

	<p>いため、回答することが難しい状況です。 【経済部労働政策局雇用労政課】</p>		
<p>【重点項目】 (2)SS過疎地問題 「SS 過疎地」問題は、人口の過疎化と高齢化が進む道内の市町村にとってはきわめて深刻な問題であり、とりわけ冬期間における暖房燃料や公共交通機関の乏しい地域での移動手段として欠くことのできない車の燃料等、石油商品の安定供給は、当該地域住民が安心して暮らすためには絶対不可欠といえる。 過疎地域でのガソリンスタンド不足が深刻化し、全国的にも当該地域住民の生活に影響が及んでいる状況下で、経済産業省は今般、「新車の電動化」推進に伴い、今後ますますガソリン需要が縮小し、そのことによって経営悪化が見込まれるガソリンスタンドの支援策を強化する目的から、2022年度の概算要求で一定額(14億円)を要求することとしている。 現下のスタンド不足は、高齢者への灯油配送問題と合わせて極めて深刻な問題であり、道としても責任をもって対処していかなければならない課題である。そのため道には、当該地域自治体との連携を更に強化し、「SS 過疎地協議会(事務局：資源エネルギー庁)」との連携をはじめとする国への働きかけは勿論のこと、建設的な方途を見出すための主体的な取組みを要請する。</p>	<p>○ 道としては、国に対し、特に災害時や冬期間のガソリン・灯油の供給は地域住民の生命に関わる問題であることから、地域のサービスステーションの減少に歯止めをかけ、持続的な石油製品の安定供給を確保するための支援を一層拡充するよう要望してきており、引き続き国に対して求めてまいります。 ○ また、国では、SS 過疎地対策として、SS の環境・安全対策等を支援しているほか、SS の先進的事業モデルの構築や、事業承継等に向けた取組などへの支援を検討しているところであり、道としても、国の施策の方向性を踏まえながら、地域の方々が将来にわたって安心して暮らしていけるよう市町村が主体的に行う取組を支援してまいります。 【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p>	<p>■ 前年の回答趣旨と同様、道としての課題認識は示されているが、石油製品の安定供給確保に向けた国への要望継続、国の施策動向を踏まえた対応実施等、回答からは道としての問題解決に向けた積極的姿勢は窺われない。 「SS 過疎地」問題は、人口減少と高齢化が進む厳寒地北海道において極めて深刻な問題である。引き続き、問題の根本解決に向けた建設的な方途を見出すための道としての主体的・積極的な役割発揮と取組みを求める要請の継続が必要と判断する。</p>	<p>○ 道としては、国に対し、特に災害時や冬期間のガソリン・灯油の供給は地域住民の生命に関わる問題であることから、地域のサービスステーションの減少に歯止めをかけ、持続的な石油製品の安定供給を確保するための支援を一層拡充するよう要望してきており、引き続き国に対して求めてまいります。 ○ また、国では、SS 過疎地対策として、市町村に対し、関係者によるSS維持に向けた対話・協議などを促していると承知しており、道としても、国の施策の方向性を踏まえながら、地域の方々が将来にわたって安心して暮らしていけるよう市町村が主体的に行う取組を支援してまいります。 (経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課)</p>
<p>(3)「福祉灯油制度」の拡充 当協議会が2016年1月29日付で北海道知事へ提出した「福祉灯油制度の充実にかかわる提言」の趣旨を踏まえ、かつ、消費税の引き上げやコロナ禍による外出自粛要請に伴う消費量増加の影響による経済的困窮をとまなう高齢世帯、住民税非課税世帯、一人親世帯、障がい者のいる世帯等、生活環境を鑑み「福祉灯油制度」の拡充をはかる。 ① 国に対して「福祉灯油」に対する補助金の増額を強く要請する。 ② 「福祉灯油」又はこれに類する支援制度の未実施の市町村に対し、制度化の促進に向けた指導を強化する。 ③ 各市町村の「福祉灯油」をはじめとする灯油代支給制度は、その支給金額に大きな格差があることから、厳冬を抱える北海道全域のセーフティネットとして充分機能するよう「地域づくり総合交付金」等による補助金の増額と合わせて、その用途・基準を明確にすることや全生活保護世帯への支給などについて指導を強化する。</p>	<p>○ 道では、低所得の高齢者世帯などを対象に、灯油を含む燃料費など、冬期間に必要な経費への支援を行う市町村に対し、「地域づくり総合交付金」を活用した助成を行うとともに、道内市町村の実施状況を取りまとめ、福祉灯油事業が、より多くの市町村で実施されるよう働きかけをしてきたところです。 ○ 道としては、これまでも灯油価格の動向などを踏まえた支援を国に要望してきたところであり、灯油価格が高騰した状態が続いていることから、低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する支援措置について、要望したところであり、今般、国から生活者を支援するための原油価格高騰対策などの「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が示されたことを踏まえ、今後、より多くの市町村で福祉灯油事業が実施されるよう周知徹底を図るなど、対応してまいります。 【保健福祉部地域福祉課】</p>	<p>■ 冬本番を迎える道内の灯油平均配達価格は、13年ぶりに110円台をつけ当面高値が続く見込みとなっている。厳冬期における高騰としては過去に例がない水準であり、コロナ過で生活苦が広がるなか過度な節約による健康被害も心配される状況にある。 「福祉灯油」は、昨年度は103市町村が支給しているが、制度未実施の76市町村に対する制度化促進の指導・支援や実施自治体における制度の充実、格差の是正は、急ぎ道としての対策が求められる課題となっている。(2021年12月21日現在で札幌市を除く178市町村が福祉灯油等の実施を決定、支給金額や生活保護世帯が支給対象となっていない等の違いあり) 道などの要望もあり、生活困窮者の灯油購入費に対する自治体の助成を支援(自治体の独自補助に対して1/2を特別交付税として措置)する国の経済対策も示されているが、それらの有効活用はもとより、福祉灯油への地方創生臨時交付金活用や他の困窮世帯支援策とも組み合わせる制度設計についても検討すべきと考える。 きめ細やかで速やかな対策の実施を求めるとと</p>	<p>○ 道では、低所得の高齢者世帯などを対象に、灯油を含む燃料費など、冬期間に必要な経費への支援を行う市町村に対し、地域づくり総合交付金を活用した助成を行ってきております。 (保健福祉部地域福祉課) ○ 道としては、これまでも灯油価格の動向などを踏まえた措置を国に要望してきたところであり、今後とも低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減が図られるよう、灯油購入費等に対する支援措置についても、必要に応じ要望してまいります。(保健福祉部地域福祉課) ○ 市町村における福祉灯油事業の実態等については、先般、令和元年度の実施状況を取りまとめたところであり、今後とも、道内の実態把握に努めるとともに、地域の実情を踏まえた支援策を実施する市町村に対し、地域づくり総合交付金を活用した支援を行ってまいります。 (保健福祉部地域福祉課)</p>

<p>【重点項目】 (4) 公営住宅高層階への灯油配達支援 公営住宅住民の高齢化の進行に加え、灯油配達業者の高齢化も重なり、公営住宅高層階への灯油の配達「階上げ」が、新たな問題として発生している。昨年、北海道として、公営住宅における「階上げ」の実情について灯油供給事業者などの関係団体を交えて早急に現場での実態調査を行い、問題解決にむけた推奨事例を自治体にむけ発信することとした結果について、回答されたい。併せて、支援策については、検討会を設置して速やかに対応策を検討する。</p> <p>【3月2日付で以下内容（概略）について照会】 ◇ 調査結果の内容や支援策の検討状況について追加の回答を求めたい。</p>	<p>○ 道では、現在、中小企業の人手不足に対応するため、その魅力を伝える説明会や職場体験会を実施しており、石油販売事業者の方々も参加されています。今後、こうした人手不足に対応した道の取組や、就業環境の改善に向けた専門家の助言制度を事業者の方々に紹介することにより、人手不足の解消を支援してまいります。</p> <p>○ また、階上給油に係る実態を把握するため、事業者と市町村を対象とした調査を実施しており、その調査結果や、問題解決に向け参考となる取組事例について、市町村のほか、消費者団体や石油関連団体、石油元売各社とも情報共有を行ったところ。今後も「北海道地域灯油意見交換会」における意見交換などを通じて、集合住宅に暮らす高齢者の方々などへの安定的な灯油の供給につなげてまいります。</p> <p>【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p> <p>※3月9日付で以下回答、及び資料提供あり</p> <p>○ 階上給油に係る調査結果及び参考事例については、別紙の資料により市町村、消費者団体や石油関連団体、石油元売各社と情報共有を行っています。</p> <p>【経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課】</p>	<p>もにその進捗に着目する必要がある。</p> <p>■ 本要請項目については、前年度の回答において、道として人手不足の解消支援や階上げ給油に係る実態の把握に取り組む旨の表明がなされています。今次回答において、実態把握に向けた事業者と市町村を対象とした調査を実施のうえ、その調査結果や、問題解決に向け参考となる取組事例について、市町村のほか、消費者団体や石油関連団体、石油元売各社とも情報共有を行った旨示されたことは一歩前進であるが、要請で求めた調査結果や取組みの好事例等の具体的内容についての明示はなく、道に対しては調査結果の開示と支援策の検討状況について追加の回答を求めたい。</p>	<p>○ 道では、現在、中小企業の人手不足に対応するため、その魅力を伝える説明会や職場体験会を実施しており、石油販売事業者の方々も参加されています。今後、こうした人手不足に対応した道の取組や、就業環境の改善に向けた専門家の助言制度を事業者の方々に紹介することにより、人手不足の解消を支援してまいります。</p> <p>○ また、今後は階上給油に係る実態の把握に取り組むとともに、事業者と消費者の双方が納得する事例を掘り起こし、「北海道地域灯油意見交換会」において情報提供するなどして、集合住宅に暮らす高齢者の方々などへの安定的な灯油の供給につなげてまいります。</p> <p>（経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課）</p>
<p>8. その他 【重点項目】 (1) 「北海道労働資料センター」の運営体制強化 「北海道労働資料センター」は、北海道における“歴史的労働関係資料”を系統的に収集、整理、保存、且つ展示公開を以って“北海道の学術と文化及び産業、経済活動に資する”ことを目的に設置され、持続的な管理・運営の下「近代的な労使関係の構築」や「勤労者の生活・文化・福祉の向上」に活用されることが期待されている。</p> <p>しかし、①労働資料の収集、保存、補修及び閲覧者に対する検索サービス、②労働情報の収集、提供及び利用者に対するレファレンス(調べもの)サービス、の提供体制は、極めて厳しい現状にあり、資料センターの認知度低下と利用低迷の一因となっている。</p> <p>改めて、「北海道労働資料センター」設立の原点に立ち返り、幅広く道民の便に供するためには、“最新の労働情勢の提供”を可能とする、新たな寄贈受入れ及び定期刊行物の購入体制への再構築が急務と考えられる。よって、そのための運営資金等、財政的な裏付けの確保、および管理運営体制の更なる充実強化への検討を要望する。</p>	<p>○ 労働情報の収集、提供及び利用者に対するレファレンスにつきましては、労働資料センター利用者の希望に応じて、労働資料の検索サービス、レファレンスの提供を行っており、新規利用者への案内サービス、コロナ禍に応じた貸し出し期間の長期化など、利用者に向けて丁寧な対応を行っております。</p> <p>○ 令和元年度以降は、労働資料センター特別企画展に関する活動や、企画展来場者がセンターを利用するなどの効果もあり、労働資料センターの利用件数等の状況が増加に転じてきているところ。</p> <p>○ 道としては、本道における労働運動の歴史を道民に知っていただくとともに、北海道経済連合会、北海道労働者福祉協議会及び北海道労働文化協会とも連携を図りながら、北海道労働資料センターの持続的な管理・運営を行ってまいりたい。</p> <p>【経済部労働政策局雇用労政課】</p>	<p>■ 「北海道労働資料センター」の運営資金等、財政的な裏付けの確保、および管理運営体制の更なる充実・強化に向けた検討の要請に対して具体的回答は示されなかった。</p> <p>道・道経連・道労福協・道労文協の4者で構成される「運営協議会」における協議の促進等も含め追加の対応について検討したい。</p>	<p>※一昨年の要請に対する回答内容</p> <p>○ 道としては、本道における労働運動の歴史を道民に知っていただくとともに、後世にも伝えていくため、道経連、道労福協及び道労文協とも連携を図りながら、北海道労働資料センターの持続的な管理・運営を行ってまいります。</p> <p>（経済部労働政策局雇用労政課）</p>